

令和5年度
臨海地域振興整備
特別委員会
行政視察報告書

1 期 日

令和5年10月18日（水）～10月20日（金）

2 視察先及び調査事項

兵庫県土木港湾課

・尼崎西宮芦屋港の整備・活用について

愛知県衣浦港務所

・衣浦港の整備・活用について

3 出張者

委員長	藤田節雄	委員	三好和彦
委員	城戸力	委員	佐伯利彦
委員	行元博	委員	一色輝雄
委員	武田功	委員	伊藤孝司
議長	坪井剛	副議長	高橋保

書記	植村春希
随行職員	曾我部道昌

特定調査事項（兵庫県土木部港湾課）

○ 尼崎西宮芦屋港の整備・活用について

- 1 尼崎西宮芦屋港の概要について
- 2 港湾BCPの概要について
- 3 津波・高潮対策について
- 4 大阪湾フェニックス計画について





大阪湾フェニックス計画

大阪湾圏域広域処理場整備事業



大阪湾広域臨海環境整備センター

大阪湾フェニックス計画

毎日のくらしや、さまざまな産業活動から排出される膨大な量の廃棄物。私たちは、地球環境を守り、より豊かな生活を実現していくため互いに力を合わせて、廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理による減量化及び適正な最終処分を行っていかねばなりません。

しかしながら、近畿圏の内陸部は高密度に土地利用が進み、最終処分場を確保することは、困難な状況にあります。

フェニックス計画は、近畿の自治体、港湾管理者が出資する事業であり、大阪湾の埋立により、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して、港湾機能の整備を図るものです。

廃棄物の適正処理と都市の活性化。この2つの社会的要請に応える「大阪湾フェニックス計画」は、快適な都市環境を守り新しい大地を造る画期的な事業です。

目 的

- ①大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
- ②埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与すること。

大阪湾広域臨海環境整備センター概要

- 1 名 称／大阪湾広域臨海環境整備センター
- 2 根拠法律／広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）
- 3 設 立／昭和57年（1982年）3月1日
- 4 理 事 長／服部洋平（兵庫県副知事）
- 5 所 在 地／大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪中之島ビル9階
- 6 受入対象区域／近畿2府4県169市町村
- 7 広域処理場整備対象港湾／4港湾
- 8 業 務／①港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。
 - 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
 - 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成②地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。
 - 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
 - 一般廃棄物等による海面埋立て
 - 前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理

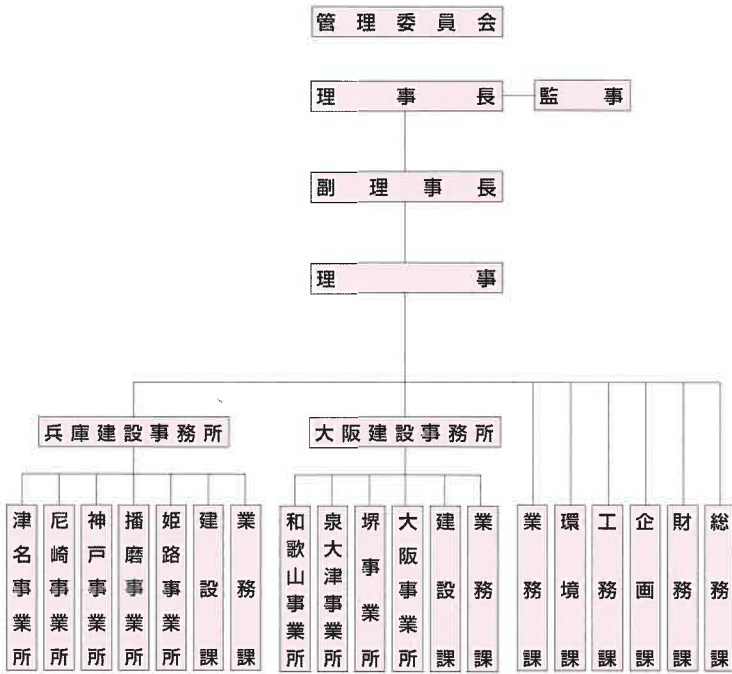
- 設及び改良、維持その他の管理
- ③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て
- ④前各号の業務に附随する業務

- 9 資 本 金／1億3,700万円
- 10 出資団体／[地方公共団体（175団体）]
 - うち府県（6団体）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 - うち市町村（169団体）
大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市ほか[港湾管理者（4団体）]
大阪港港湾管理者、堺港北港港湾管理者、神戸港港湾管理者、尼崎西宮芦屋港港湾管理者

- 11 管理委員会／[委員長]
大阪府知事
[委 員]
滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

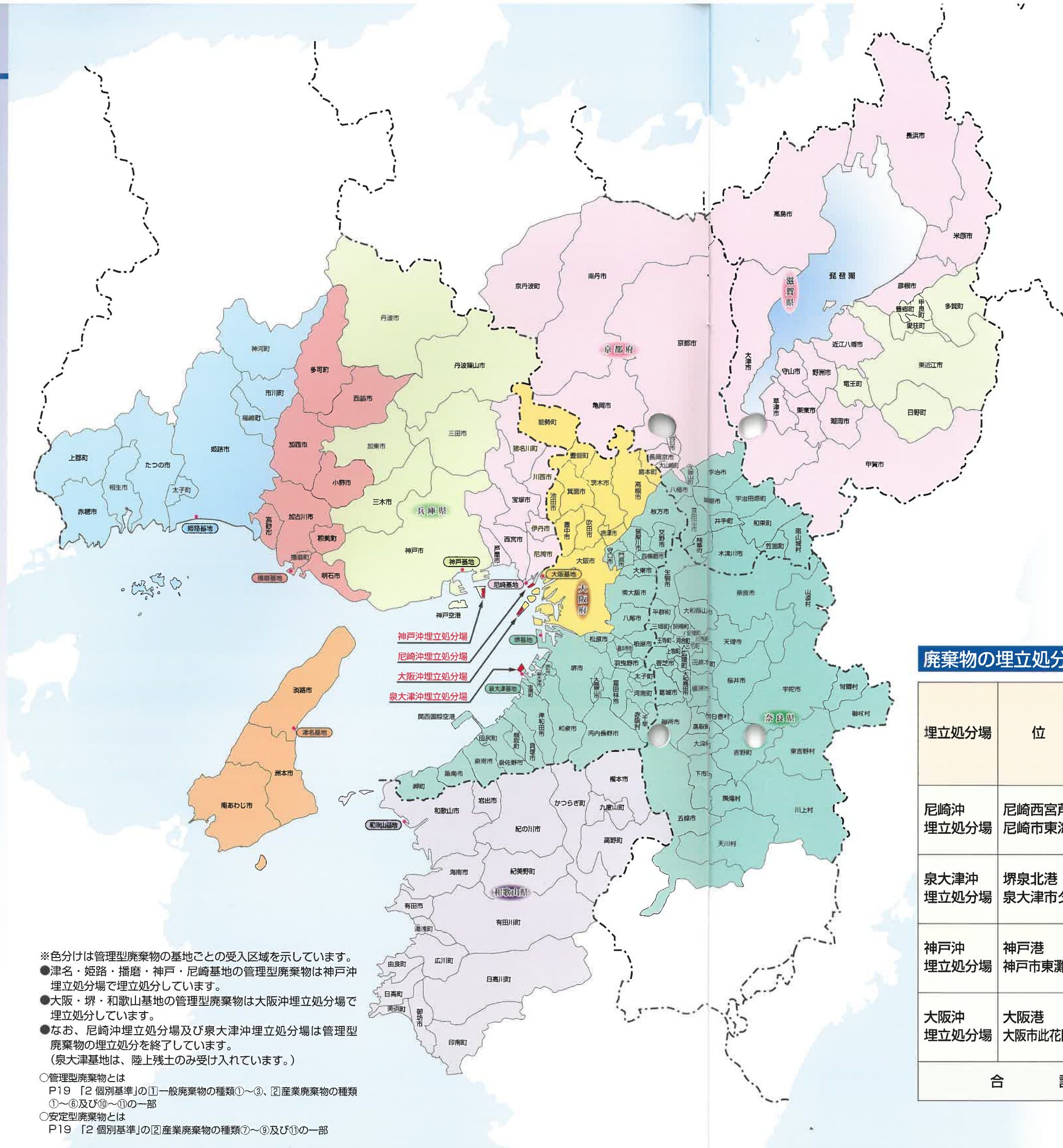
大阪沖埋立処分場

組 織





廃棄物を受け入れる区域（受入区域）



「大阪湾フェニックス計画」では、大阪湾に埋立処分場を設け、近畿2府4県169市町村の受入区域から発生した廃棄物を受け入れています。

また「廃棄物の輸送時間を最小とすること」、「特定の搬入施設（基地）への集中を避けるため可能な限り分散させること」の基準のもとに総合的に判断し、基地ごとの受入区域を定めています。

廃棄物の埋立処分場及び容量

埋立処分場	位 置	面 積	埋立容量(単位:万m ³)				
			一 般 廃棄物	産業廃棄物 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
尼崎沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113ha	220	290	700	390	1,600
泉大津沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203ha	390	720	1,270	720	3,100
神戸沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88ha	720	620	160	0	1,500
大阪沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95ha	590	530	280	0	1,400
合 計		499ha	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

※色分けは管理型廃棄物の基地ごとの受入区域を示しています。

- 津名・姫路・播磨・神戸・尼崎基地の管理型廃棄物は神戸沖埋立処分場で埋立処分しています。
- 大阪・堺・和歌山基地の管理型廃棄物は大阪沖埋立処分場で埋立処分しています。
- なお、尼崎沖埋立処分場及び泉大津沖埋立処分場は管理型廃棄物の埋立処分を終了しています。
(泉大津基地は、陸上残土のみ受け入れています。)

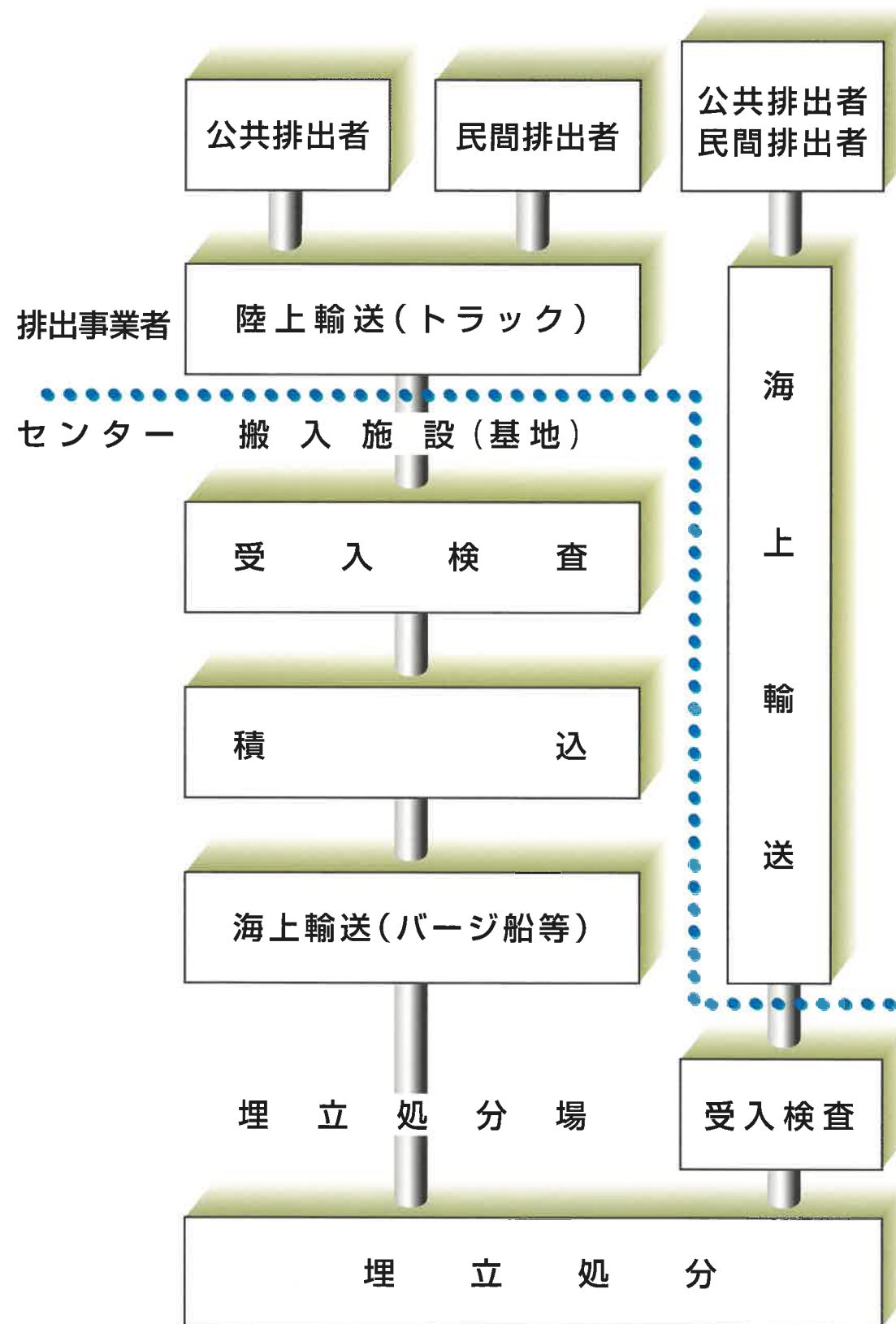
○管理型廃棄物とは
P19「2 個別基準」の①一般廃棄物の種類①～③、②産業廃棄物の種類①～⑥及び⑩～⑪の一部

○安定型廃棄物とは
P19「2 個別基準」の②産業廃棄物の種類⑦～⑨及び⑪の一部



廃棄物の流れ

廃棄物は、受入区域ごとに各基地に搬入され、基地から海上輸送等により処分場に搬入しています。



受付ゲート

受付ゲートで、契約された廃棄物の照合と目視検査を行い、計量します。



積込

受入検査を行った廃棄物は、投入ステージから、ダンピングにより運搬船へ積み込みます。



埋立処分

受け入れた廃棄物は各基地から処分場へ船で運搬し、処分場で揚陸を行い、埋立処分します。





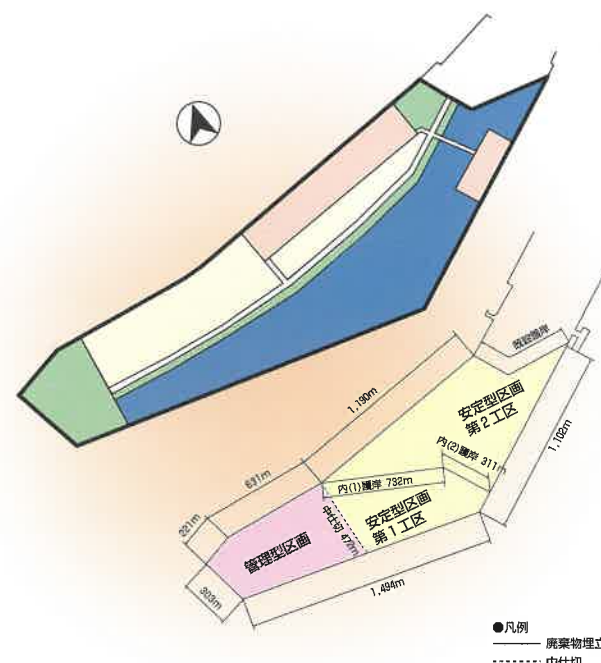
尼崎沖埋立処分場

尼崎沖埋立処分場(土地利用及び規模)

用 途	規 模
埠頭用地	15ha
港湾関連用地	28ha
工業用地	48ha
交通機能用地	6ha
緑地	16ha
合 計	113ha



尼崎沖埋立処分場土地利用計画図



平成 2 年1月受入開始
令和 3 年5月受入終了



【主な土地利用】



メガソーラー
(エコひょうご尼崎発電所)



-12m岸壁(画像船舶:車両輸送船)



のびのび公園



泉大津沖埋立処分場

泉大津沖埋立処分場(土地利用及び規模)

用 途	規 模
埠頭用地	21ha
港湾関連用地	55ha
交流厚生用地	13ha
工業用地	34ha
交通機能用地	8ha
緑地	72ha
合 計	203ha



平成 4 年1月受入開始



【主な土地利用】



夕風1号岸壁(画像船舶:車両輸送船)



IAA中古車オークション会場



メガソーラー
(ソフトバンク泉大津ソーラーパーク)



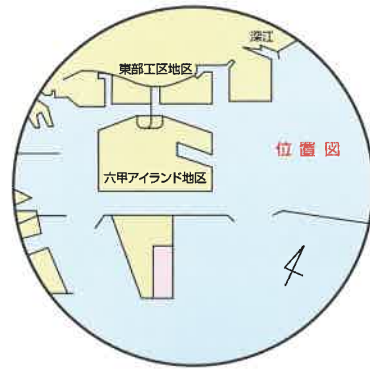
円形芝生広場(コンサート会場などに利用)



神戸沖埋立処分場

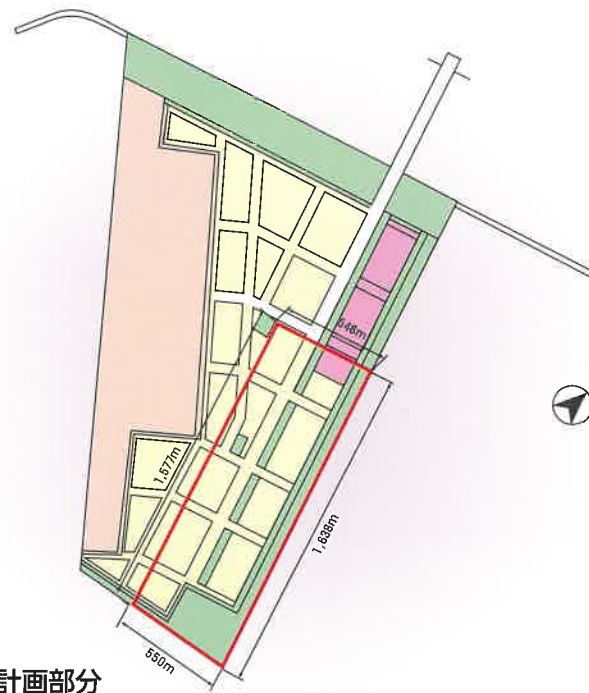
神戸沖埋立処分場(土地利用及び規模)

用 途	規 模
埠 頭 用 地	—
港 湾 関 連 用 地	66ha
交 流 拠 点 用 地	3ha
交 通 機 能 用 地	—
緑 地	19ha
合 計	88ha



内がフェニックス計画部分

神戸沖埋立処分場土地利用計画図



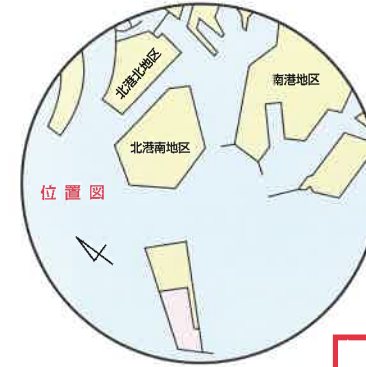
令和3年12月14日撮影



大阪沖埋立処分場

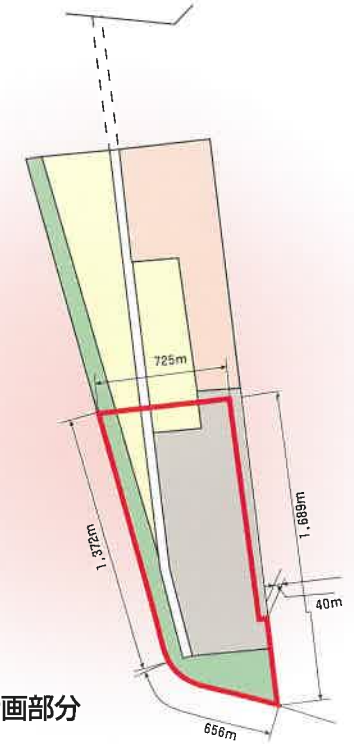
大阪沖埋立処分場(土地利用及び規模)

用 途	規 模
埠 頭 用 地	—
港 湾 関 連 用 地	9ha
交 通 機 能 用 地	9ha
危 険 物 取 扱 施 設 用 地	60ha
緑 地	17ha
合 計	95ha



内がフェニックス計画部分

大阪沖埋立処分場土地利用計画図



令和3年12月14日撮影





搬入基地



大阪基地

平成29年9月撮影



堺基地

平成29年9月撮影



泉大津基地

平成29年9月撮影



和歌山基地

平成29年9月撮影



姫路基地

平成29年8月撮影



播磨基地

平成29年8月撮影



神戸基地

平成29年8月撮影



新潟基地

平成29年8月撮影



津名基地

平成29年8月撮影



受入、輸送、 埋立における 環境保全

廃棄物の事前審査

適正な廃棄物を受け入れるため、全ての廃棄物について事前審査を行っています。

- ①廃棄物埋立処分契約申込書を提出していただき、書類審査を行います。
- ②申込を行う廃棄物の種類や申込数量に応じて、廃棄物埋立処分契約申込書に廃棄物の分析結果を添付させ、受入基準が守られているかの確認を行います。
- ③新規の管理型産業廃棄物及び管理を要する陸上残土については、現地調査等により廃棄物の発生工程などを確認のうえ、関係行政機関からなる「適正受入協議会」において審査を行います。



サンプルの保管



化学分析

受入検査

基地に搬入された廃棄物は、目視検査を行い、必要に応じ、簡易検査・展開検査・抜取検査（化学分析など）の受入検査を行います。

この検査により、受入基準に適合しない場合は、持ち帰りや搬入停止等の適正な措置を行います。

また、「廃棄物受入情報管理システム」を導入し、契約者・廃棄物・排出場所・搬入量等の情報を把握し受入管理を行っています。

1 目視・簡易検査

受付ゲートにおいて、目視により契約廃棄物の照合・性状の検査を行い、必要に応じ、サンプリングし、油膜の有無等をチェックします。

2 展開検査

必要に応じ、投入ステージの投入口（展開検査用レーン）、もしくは検査ヤードにて廃棄物を展開して検査を行います。

3 抜取検査

必要に応じ、サンプリング及び化学分析等を行い、受入基準の適合性をチェックします。なお、簡易測定（生物検定）によるダイオキシン類の分析などを導入し検査の迅速化を図っています。

4 排出事業者自らが行う分析検査

受入検査以外にも排出事業者自らが化学分析検査を依頼し、受入基準が守られているかの確認を行っています。

輸送

センターでは、搬入車がヶ所に集中しないように、騒音・大気汚染等について環境保全に十分配慮しながら、各基地で受け入れ、運搬船へ積み替えた後、海上輸送により、神戸沖埋立処分場や大阪沖埋立処分場へ運搬し、埋立処分しています。また、泉大津沖埋立処分場については、処分場で受入れを行い、埋立処分を行っています。（尼崎沖埋立処分場は、受入を終了しています。）

環境保全設備

1 拡散防止シート

投入ステージ床下からバージ船艙の周囲に可動式のシートを巡らし、廃棄物搬入車両からバージに投入された廃棄物が海上に飛散するのを防ぐと共に、発生した粉じんが大気中に拡散するのを防止します。

シートの長さは、廃棄物の載荷重や潮の干満によるバージ高さの変動に自動的に追従します。



拡散防止シート



集じん設備



展開検査設備

2 集じん設備

投入口床下のエアーカーテンにより、廃棄物投入時に発生する粉じんがステージ上に拡散するのを遮断します。

さらに、ステージ床上に粉じんが拡散しないように集じんラインを設け、粉じんを吸い込み、投入ステージを良好な作業環境に保ちます。

排水処理施設

埋立等により生じた管理型区画内の余水を、処理して海へ放流します。

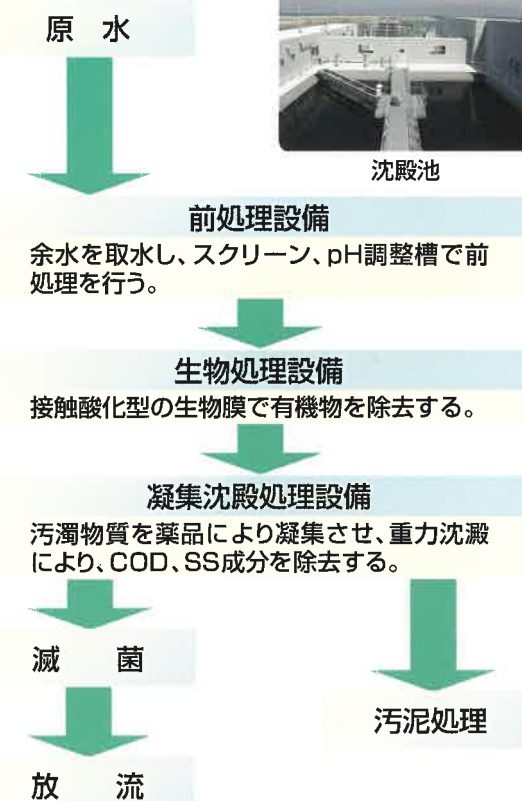


排水処理施設



排水処理施設 中央監視操作室

排水処理のしくみ





環境に配慮したセンターの取組について

センターでは、平成20年3月に策定した環境管理計画において、①循環型社会の形成に向けた取組、②自然との共生をめざした事業の推進、③環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携という3つの基本施策を掲げ、環境負荷の少ない健全で持続可能な循環型社会形成の一翼を担い、美しい大阪湾の再生と都市環境の創造を目指しています。

これらの基本施策に基づくセンターの代表的な取組について、以下にご紹介します。

①太陽光発電設備の導入

循環型社会の形成に向けた取組として、二酸化炭素排出量の削減に向け、平成21年2月、神戸基地のストックヤードに発電出力100kWの太陽光発電設備を初めて設置しました。続いて、平成22年2月には、泉大津沖埋立処分場に排水処理施設用として発電出力105kWの太陽光発電設備を設置しました。今後も、二酸化炭素排出量の削減に努力していきます。



神戸基地



泉大津沖埋立処分場

②緩傾斜護岸による藻場の創出

海域環境の修復・再生に取り組むため、神戸沖および大阪沖埋立処分場の護岸の一部に、緩傾斜護岸を採用しています。

緩傾斜護岸とは、垂直護岸や消波ブロックを用いた傾斜護岸(1:4/3の傾斜)より緩やかな1:2の勾配の護岸であり、他の護岸と比べ、護岸前面に藻場や魚類の生息空間となる浅場を形成するため、生物の多様化が期待できます。神戸沖埋立処分場は東側護岸の約1,600m、大阪沖埋立処分場は北西側護岸の約1,300mが緩傾斜護岸となっています。

緩傾斜護岸では、褐藻類のヨレモクモドキやタマハキモクなどの藻類の繁茂が観察されており、藻場の形成が進むにつれ、藻場に集まる魚介類の数も増えつつあります。

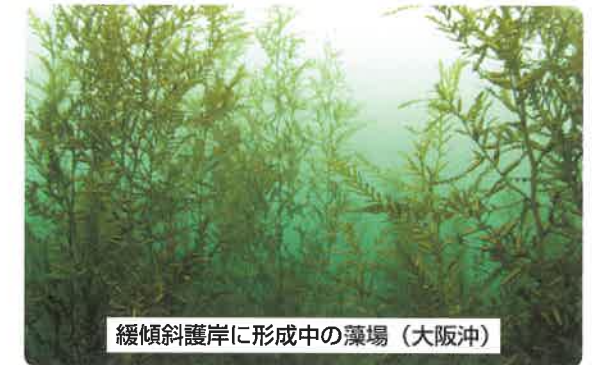
センターでは、緩傾斜護岸での海藻類の繁茂状況、魚介類の生息状況などの調査を行っています。



緩傾斜護岸と傾斜護岸の設置箇所



緩傾斜護岸に形成中の藻場(神戸沖)



緩傾斜護岸に形成中の藻場(大阪沖)



マアジ(神戸沖)



イサキ(大阪沖)

緩傾斜護岸で見られる海生生物

③地域社会との連携

地域社会との連携を進めていくため、センター事業を分かりやすく解説した広報用DVDを作成し、処分場見学時や環境啓発イベントで活用するとともに、センターの環境に関する取組を環境報告書としてとりまとめ、毎年、ホームページで公表しています。

また、公共事業の一環として、環境保全・創造に関する地域での市民活動に対する助成や、廃棄物・海域水環境保全に係る調査研究及び大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成を行っています。助成事業の概要は下表に示すとおりです。

地域活動団体、研究への助成事業一覧

助成制度	環境保全市民活動等助成事業	大阪湾圏域の 海域環境再生・創造に関する 研究助成事業
対象テーマ	①循環型社会の形成推進、リサイクル推進に関する活動 ②水質保全、水域生物環境の保全等に関する活動 ③①②のテーマに関する調査研究、環境教育、啓発活動、循環型社会の形成推進・リサイクル推進または水環境保全に関する市民活動	大阪湾圏域の海域環境の再生・創造に寄与するもの。
対象者	市民団体(NPO法人等)	大学、地方公共団体の研究機関、非営利的法人に所属する中堅・若手(50歳以下)研究者等
助成額	活動経費の1/2、12万円を上限	1件あたり170万円を限度
募集時期	当該年度5月頃	当該年度4月頃
令和3年度助成件数	7団体(申請8団体)	6件(申請12件)
審査方法	内部審査会	学識者による選考委員会
成果の公表	実績報告書提出	研究成果発表会



受入できる廃棄物

センターの定める受入基準に適合する一般廃棄物、産業廃棄物、陸上残土及び港湾事業による浚渫土砂に限ります。

また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物はおおむね30 cm以下に破碎されたものです。

なお、あらかじめ廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理による減量化に努めてください。

利用できる方

受入区域内に廃棄物の排出場所を有する排出事業者。

契約申込

廃棄物埋立処分契約申込書に必要書類（廃棄物の発生工程表、分析結果一覧表、搬入車両登録一覧表、搬入ルート図等）を添えて、廃棄物の種類ごと、排出場所ごとに申し込んでください。

廃棄物の事前審査

契約申込を受けた廃棄物については、書類審査、聞き取り調査、現物調査及び排出場所の確認等を行い、管理型産業廃棄物、下水汚泥、管理を要する陸上残土は、適正受入協議会において事前審査を行います。

なお、事前審査の結果については通知します。

契約の締結

受入基準に適合した廃棄物については、廃棄物埋立処分委託契約を締結します。

契約締結時に、搬入車証、廃棄物搬入要領、処分料金振込書、ステッカー等をお渡しします。

なお、契約期間は年度内（毎年4月1日以降翌年3月31日まで）とします。また、引き続き契約する場合は、原則として毎年2月末までに継続契約申込を行ってください。

搬入

搬入はダンピングのできる車に限ります。（観音開き、片開きは不可）

基地の受付ゲートにおいて、搬入車証及び産業廃棄物排出事業者が交付するマニフェストにより、搬入者、搬入車両、契約廃棄物の照合を行うとともに廃棄物の計量及び受入検査を実施します。

受入伝票・マニフェスト

搬入者にセンターの受入伝票を発行し、マニフェストに処分証明をします。

マニフェストがない場合は、搬入をお断りします。

受入量の計算

受入量は、搬入車両に応じて、計算方法が異なります。

（複数のコンテナボックスを使用する車両の場合）
廃棄物を積載した状態の重量をトラックスケールで計量します。（1回目の重量）
廃棄物を投入した後の重量（空車重量）を再度トラックスケールで計量します。（2回目の重量）
1回目の重量から2回目の重量を差し引いた重量を受入量とします。

（上記以外の車両の場合）
廃棄物を積載した状態の重量をトラックスケールで計量し、搬入車両登録重量を差し引いた重量を受入量とします。

受入量は、トン単位とし、端数がある場合は小数第2位を四捨五入し、小数第1位を五捨六入します。

ただし、受入量が550 kgに満たない場合は、1トンとします。

処分料金の支払い

1 前納方式（民間排出事業者）

契約締結後、あらかじめ、廃棄物の委託契約数量に応じた前納金をセンター指定の処分料金振込書で振り込んでください。振込手数料は排出事業者負担となります。

受入量に応じて前納金から処分料金を引き落とします。

なお、分納による支払いもできます。

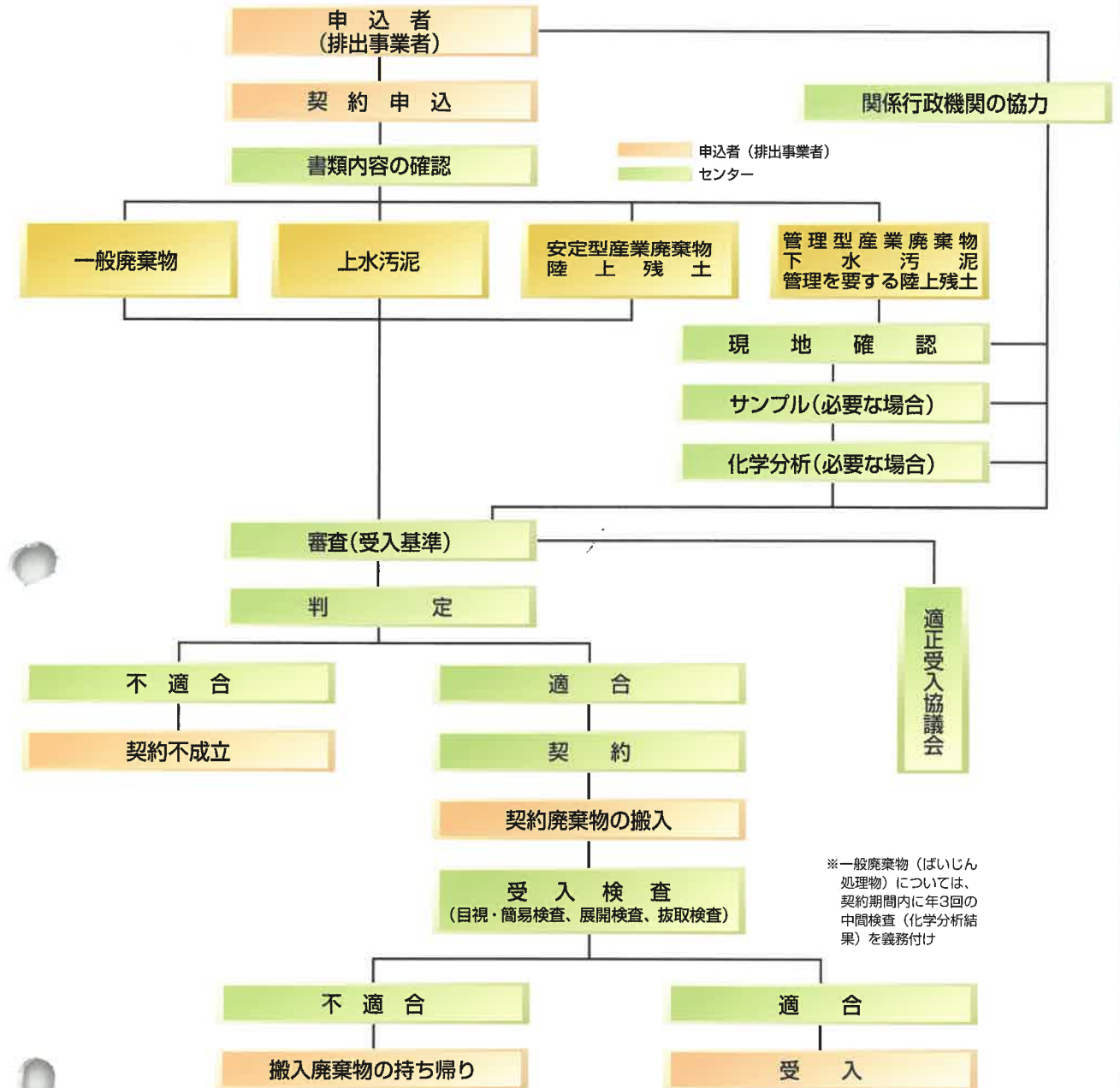
搬入は、前納金振込日から2日（土、日、祝日を除く）後に可能となります。

2 後納方式（公共排出事業者）

廃棄物埋立処分料金は、1ヵ月分を取りまとめて請求しますので、指定する期日までにセンターの指定の振込書で振り込んでください。振込手数料は排出事業者負担となります。

処分料金の精算

前納金の残金（精算金）は、契約期間終了日の翌月に返金します。



搬入時の遵守事項等

契約廃棄物を基地へ搬入するときは、次の事項に十分留意してください。これらを守らない場合は受け入れを拒否することがあります。

また、委託契約書、受入基準、廃棄物搬入要領及びその他センターの定めた事項に違反した場合は、以後の搬入を認めず、委託契約を解除することがあります。

- 1 基地への搬入の際は、交通法規、その他法令を遵守してください。
また、可能な限り、低公害車の導入に努めてください。
- 2 ダンピングができる車両（観音開き、片開きは不可）で搬入してください。
- 3 過積載は行わないでください。
- 4 契約の際に、指定した基地に必ず搬入してください。
- 5 基地ごとに定めた「廃棄物搬入要領」に従い

搬入してください。

- 6 指定した運搬経路、運行計画に従い搬入してください。
- 7 契約廃棄物以外の廃棄物は搬入できません。
- 8 基地へ搬入の際は、必ず搬入車証を、また、産業廃棄物を搬入する場合は、マニフェストが必要です。
- 9 搬入の際は、登録した搬入車両に指定のステッカーを貼ってください。
- 10 廃棄物を混載して搬入しないでください。
- 11 飛散、流出等の防止のため搬入車両は、確実にシート等で覆ってください。
- 12 基地のゲートは、受入時間以外は閉鎖していますが、周辺の道路上での待機、駐車は行わないでください。
- 13 その他、センターの職員の指示に従ってください。





受入の基準①

受入基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受け入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第 105 号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破碎等したものと

以下に受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び判定基準について示す。

1 共通基準

- 次に掲げる事項に該当する廃棄物は、受け入れない。
- 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
 - 次のいずれかのもの及びそれらが付着し又は封入されているもの
 - 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物及び劇物
 - 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 に規定する農薬
 - 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条に規定する危険物
 - 廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの
 - 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するもの
 - ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生のおそれのあるもの
 - 水面において著しく油膜を形成するもの
 - 有機性の汚濁の原因となる物質が混入し又は付着しているもの
 - 著しい発色性又は発泡性を有するもの
 - 著しく飛散又は浮遊するもの
 - 著しく悪臭を発するもの
 - その他、法令に基づき水面埋立処分を禁止されたもの並びに広域処理場及びその周辺の環境を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがあると判断されるもの

2 個別基準 廃棄物別の個別基準は、次に掲げるとおりとする。

排出時の廃棄物の種類		受 入 基 準	受入廃棄物の種類
① 一般廃棄物	①可燃ごみ	○ 焼却施設により熱しゃく減量10％以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ ばいじんを処分するために処理したもの（以下「ばいじん処理物」という。）にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○ 焼却灰 ○ ばいじん処理物
	②不燃・粗大ごみ	○ 最大径がおおむね30cm以下に破碎等されたものであって、中空のものを除く。 ○ 破碎後の可燃物については、焼却施設により熱しゃく減量10％以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○ 不燃ごみ ○ 焼却灰 ○ ばいじん処理物
	③し尿処理汚泥	○ 焼却施設により熱しゃく減量10％以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○ し尿処理の焼却灰 ○ ばいじん処理物
② 産業廃棄物	①上水汚泥	○ 含水率が85％以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。	○ 上水汚泥
	②下水汚泥	○ 焼却施設により熱しゃく減量10％以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○ 下水汚泥の焼却灰 ○ 下水汚泥のばいじん
	③燃え殻	○ 熱しゃく減量10％以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。	○ 燃え殻
	④汚泥（①と②を除く）	○ 含水率85％以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ 有機性汚泥は、焼却施設により熱しゃく減量10％以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○ 汚泥A ○ 汚泥B ○ 燃え殻 ○ ばいじん
	⑤鉋さい	○ 最大径がおおむね30cm以下であって、判定基準を満足するもの。	○ 鉋さい
	⑥ばいじん	○ 乾式集じんダストは、加湿等飛散防止の措置を講じたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ 湿式集じんダストは、含水率85％以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○ ばいじん
	⑦廃プラスチック類・ゴムくず	○ 最大径がおおむね15cm以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 ○ 焼却施設により熱しゃく減量10％以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○ 廃プラスチック類・ゴムくず ○ 燃え殻 ○ ばいじん

排出時の廃棄物の種類		受 入 基 準	受入廃棄物の種類
② 産業廃棄物	⑧金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず	○ 最大径がおおむね30cm以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○ 金属くず ○ ガラスくず及び陶磁器くず
	⑨がれき類	○ 最大径がおおむね30cm以下のもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○ がれき類
	⑩シュレッダーダスト	○ 減容固化のうえ、最大径がおおむね30cm以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○ シュレッダーダスト
	⑪その他の産業廃棄物	○ 不燃性のものにあっては、最大径がおおむね30cm以下のものであって、判定基準を満足するもの。 ○ 可燃性のものにあっては、焼却施設により熱しゃく減量10％以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 なお、廃油等の焼却残さにあっては、水面において油膜を形成しないもの。	○ その他の産業廃棄物
③ 陸 上 残 土		○ 水分を多量に含まず、木片、ごみ等の廃棄物が混在しないものであって、発生時において、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。 ○ 水分を多量に含まず、木片、ごみ等の廃棄物が混在しないものであって、管理を要する陸上残土に係る判定基準を満足するもの。ただし、上記陸上残土を除く。	○ 陸上残土A ○ 陸上残土B ○ 管理を要する陸上残土A ○ 管理を要する陸上残土B

- 注1 有害な物質とは、判定基準で定めるものをいう。 注2 汚泥Aは中間処理された建設汚泥とし、汚泥Bは汚泥A以外の汚泥とする。
- 注3 陸上残土A及び陸上残土Bの区分は、陸上残土に係る土質区分基準によるものとする。
- 注4 管理を要する陸上残土Aは、管理を要する陸上残土のうち土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）第16条に規定する要措置区域等内の土地の土壤とし、管理を要する陸上残土Bは、管理を要する陸上残土A以外の管理を要する陸上残土とする。

3 判定基準

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）別表第一で定める基準、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）別表第一（ばいじん、燃え殻等に係る判定基準及び汚泥等に係る判定基準として定められた項目に限る）で定める基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準を満足するもの。ただし、六価クロム化合物については、0.5mg/L以下とする。

- 注1 判定基準で引用する別表の備考は適用しない。
- 注2 判定基準の試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号）に定める方法とする。
- 注3 ダイオキシン類の基準は、ばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処分するために処理した廃棄物並びにこれらを含有し又は付着した廃棄物に適用する。
- 注4 ダイオキシン類の基準は、平成12年1月15日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び当該施設の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用しない。
- セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
 - 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

4 ばいじん処理物に係る判定基準

ばいじん処理物	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）で定める基準を満足するもの。
---------	---

5 陸上残土に係る判定基準

陸 上 残 土	土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第 4 及び別表第 5 で定める基準を満足するもの。
---------	--



6 管理を要する陸上残土に係る判定基準

管理を要する 陸上残土	土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号、この項において以下「規則」という。）第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行令（平成14年11月13日政令第336号）第1条第12号に掲げる水銀及びその化合物（この項において以下「水銀及びその化合物」という。）を除く。）について規則別表第3で定める基準及び同表で定める特定有害物質の種類について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）別表第1で定める基準とともに満足するものであって、規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質、同号ロに規定する第三種特定有害物質並びに水銀及びその化合物について、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。
----------------	--

7 陸上残土に係る土質区分基準

区 分	コーン指数	含水比（発生時）	水素イオン濃度（pH）
陸上残土 A	400 K N / m ² 以上	40%以下	5.8以上 8.6以下
陸上残土 B	陸上残土 A以外のもの ※現在は受入れていない		

注 コーン指数及び含水比の試験方法は、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け国官技第112号国土交通省大臣官房技術調査課長、国官総第309号国土交通省大臣官房公共事業調査室長、国営計第59号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知）に掲げる土質区分判定のための調査試験方法に定める方法とする。また、pHの試験方法は、地盤工学会基準（JGS）0211に定める方法とする。

参考1 重金属判定基準

項 目	判定基準値	項 目	判定基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
有機リン化合物	1 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下	チウラム	0.06 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L以下	シマジン	0.03 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下

参考2

個別基準に係る項目	測 定 方 法
熱 しゃく 減 量 含 水 率	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のⅡによる。
油 分	有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）による。

参考3 陸上残土及び管理を要する陸上残土の判定基準

以下の判定基準を満足するもの

項 目		陸 上 残 土		管 理 を 要 する 陸 上 残 土
		大阪湾センター判定基準		
		土 壌 汚 染 対 策 法 施行規則別表第4 溶 出 量 ・ 基 準	土 壌 汚 染 対 策 法 施行規則別表第5 含 有 量 基 準	大 阪 湾 セ ン タ ー 判 定 基 準
第一種特定有害物質	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	0.002 m g ／ L以下	—	0.002 m g ／ L以下
	四塩化炭素	0.002 m g ／ L以下	—	0.002 m g ／ L以下
	1,2－ジクロロエタン	0.004 m g ／ L以下	—	0.004 m g ／ L以下
	1,1－ジクロロエチレン	0.1 m g ／ L以下	—	0.1 m g ／ L以下
	1,2－ジクロロエチレン	0.04 m g ／ L以下	—	0.04 m g ／ L以下
	1,3－ジクロロプロペン	0.002 m g ／ L以下	—	0.002 m g ／ L以下
	ジクロロメタン	0.02 m g ／ L以下	—	0.02 m g ／ L以下
	テトラクロロエチレン	0.01 m g ／ L以下	—	0.01 m g ／ L以下
	1,1,1－トリクロロエタン	1 m g ／ L以下	—	1 m g ／ L以下
	1,1,2－トリクロロエタン	0.006 m g ／ L以下	—	0.006 m g ／ L以下
	トリクロロエチレン	0.01 m g ／ L以下	—	0.01 m g ／ L以下
	ベンゼン	0.01 m g ／ L以下	—	0.01 m g ／ L以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 m g ／ L以下	45 m g ／ k g 以下	0.09 m g ／ L以下
	六価クロム化合物	0.05 m g ／ L以下	250 m g ／ k g 以下	0.5 m g ／ L以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 m g ／ k g 以下	1 m g ／ L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005 m g ／ L以下	15 m g ／ k g 以下	0.0005 m g ／ L以下 かつ 15 m g ／ k g 以下
	セレン及びその化合物	0.01 m g ／ L以下	150 m g ／ k g 以下	0.1 m g ／ L以下
	鉛及びその化合物	0.01 m g ／ L以下	150 m g ／ k g 以下	0.1 m g ／ L以下
	ヒ素及びその化合物	0.01 m g ／ L以下	150 m g ／ k g 以下	0.1 m g ／ L以下
	フッ素及びその化合物	0.8 m g ／ L以下	4,000 m g ／ k g 以下	15 m g ／ L以下
	ホウ素及びその化合物	1 m g ／ L以下	4,000 m g ／ k g 以下	30 m g ／ L以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 m g ／ L以下	—	0.003 m g ／ L以下
	チオベンカルブ	0.02 m g ／ L以下	—	0.02 m g ／ L以下
	チウラム	0.006 m g ／ L以下	—	0.006 m g ／ L以下
	ポリ塩化ビフェニル（P C B）	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機リン化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックスセンター)

http://www.osakawan-center.or.jp/

申込受付

本社

〒530-0005 大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
TEL (06) 6204-1721 (代) / FAX (06) 6204-1728

大阪建設事務所

〒559-0032 大阪市住之江区南港南二丁目1番54号
TEL (06) 6613-6406 / FAX (06) 6613-6412

大阪建設事務所
(泉大津分室)

〒595-0056 泉大津市夕凧町地先
TEL (0725) 22-2570 / FAX (0725) 22-2571

兵庫建設事務所

〒657-0853 神戸市灘区灘浜町1番2号
TEL (078) 881-0761 / FAX (078) 881-0760

大阪事業所

〒555-0041 大阪市西淀川区中島二丁目10番100号
TEL (06) 6477-3356 / FAX (06) 6477-3357

堺事業所

〒592-8331 堺市西区築港新町4丁4番
TEL (072) 243-4931 / FAX (072) 243-4933

泉大津事業所

〒595-0056 泉大津市夕凧町地先
TEL (0725) 31-1017 / FAX (0725) 22-2571

和歌山事業所

〒640-8404 和歌山市湊2675-26 (日本製鉄構内)
TEL (073) 455-8103 / FAX (073) 455-8104

姫路事業所

〒672-8079 姫路市飾磨区今在家1351番地41
TEL (079) 243-1153 / FAX (079) 243-1154

播磨事業所

〒675-0155 加古郡播磨町新島13-1
TEL (079) 435-9102 / FAX (079) 435-9101

神戸事業所

〒657-0853 神戸市灘区灘浜町1番2号
TEL (078) 881-1993 / FAX (078) 881-1994

尼崎事業所

〒660-0087 尼崎市平左衛門町70番地
TEL (06) 6413-8770 / FAX (06) 6413-8780

津名事業所

〒656-2132 淡路市志筑新島
TEL (0799) 62-5405 / FAX (0799) 62-5406



センターへの搬入に際しては、あらかじめ廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理による減量化に努めてください。

受入時間及び休業日

1 受入時間(ゲート受付時間)

午前9時から午後4時30分まで。
なお、基地ごとに若干異なります。

2 休業日

- ①土・日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。
- ②12月29日から1月4日まで。
- ③その他、センターが指定する日。

特定調査事項（愛知県衣浦港務所）

○ 衣浦港の整備・活用について

- 1 衣浦港の概要について
- 2 港湾BCPの概要について
- 3 災害時の利活用について
- 4 碧南火力発電所のアンモニア混焼実証事業について





R5年10月19日

西条市 現地視察

衣浦港の概要について

愛知県 衣浦港務所

目次

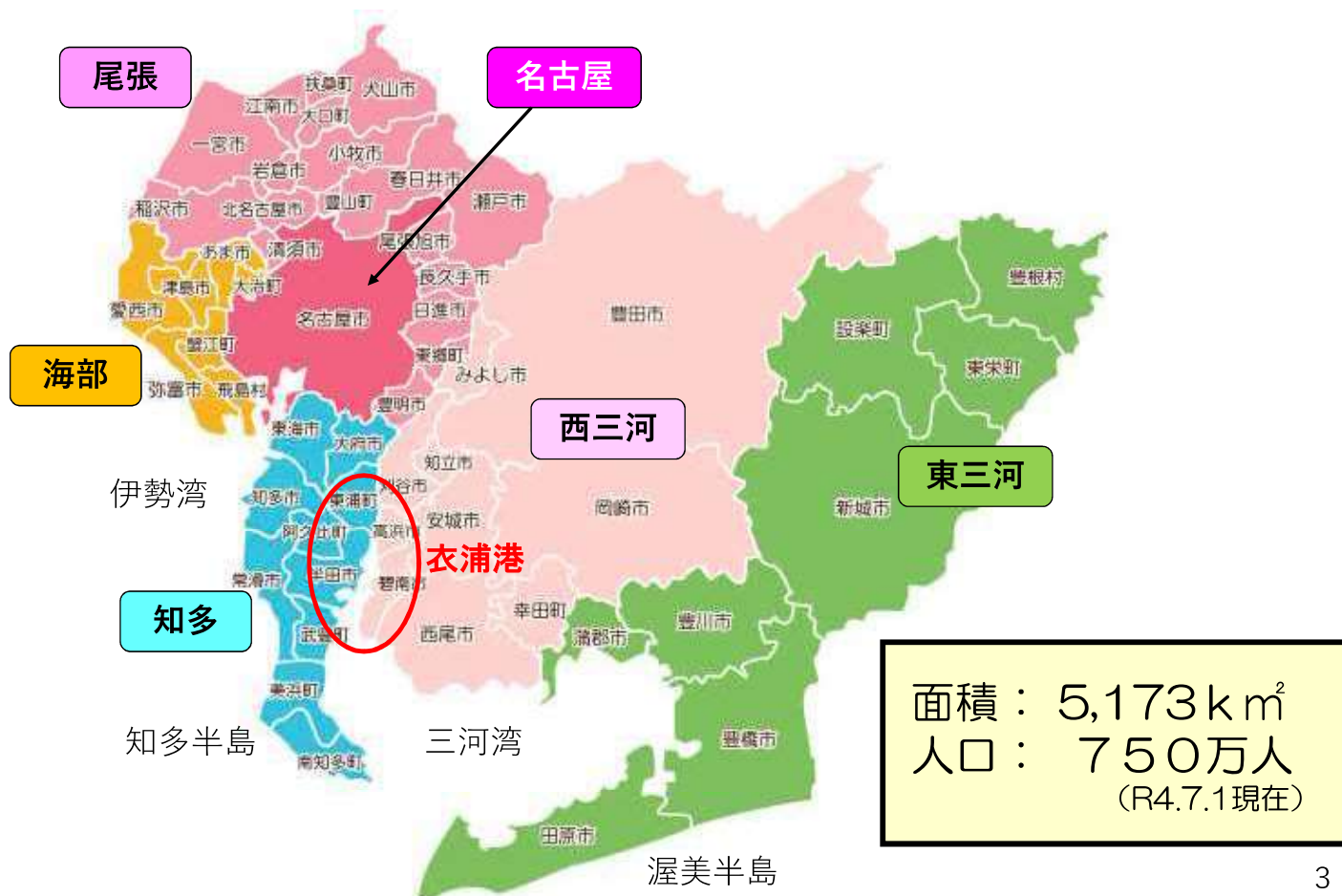
1. 衣浦港について
2. 衣浦港の歴史について
3. 衣浦港の現状について
4. 衣浦港の主な事業について
5. 衣浦港の今後の展開について

目次

1. 衣浦港について
2. 衣浦港の歴史について
3. 衣浦港の現状について
4. 衣浦港の主な事業について
5. 衣浦港の今後の展開について

2

愛知県のあらまし



3

製造品出荷額等 (令和3年)

愛知県 約44兆円
(44年連続 全国第1位)
[全国シェア14.9%]



4

愛知県の港湾

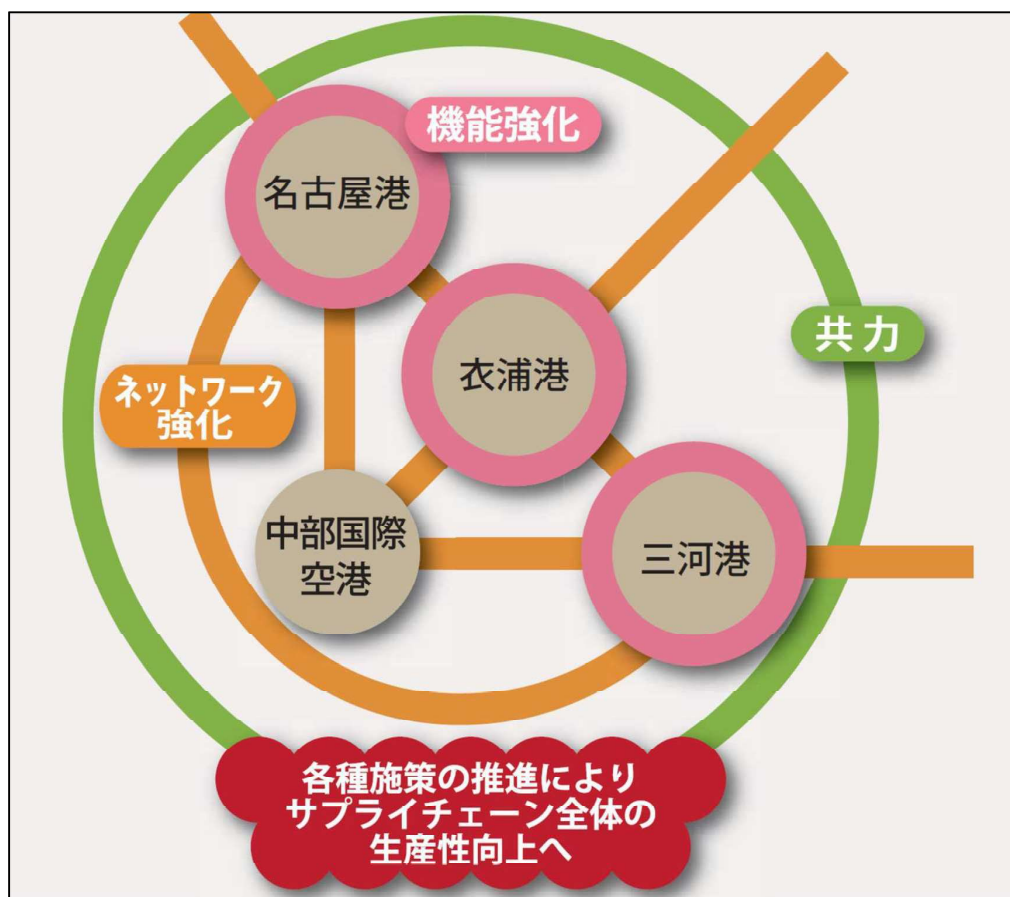
名古屋港 (国際拠点港湾)
管理者: 名古屋港管理組合

衣浦港 (重要港湾)
管理者: 愛知県

三河港 (重要港湾)
管理者: 愛知県

常滑港 (地方港湾)
県: 愛知県

5



6

愛知県の港湾と産業の関わり

衣浦港

**中部圏のエネルギー拠点!!
高次加工型産業を中心とする工業港!!**

バルク貨物の取扱いで全国上位（2022年）

- ・とうもろこし（飼料用除く） 輸入額 全国1位
- ・石炭 輸入額 全国1位
- ・航空機類 輸出額 全国4位

名古屋港

総取扱貨物量**21年連続日本一**を更新中!!

日本一のデータ（2022年）

- ・総取扱貨物量 1億6,358万ト
- ・貿易黒字額 6兆8,156億円
- ・輸出額 14兆130億円
- ・自動車輸出台数 1,197,949台

三河港

完成自動車の取扱い拠点!!
輸入自動車は金属・台数ともに
30年連続日本一を更新中!!

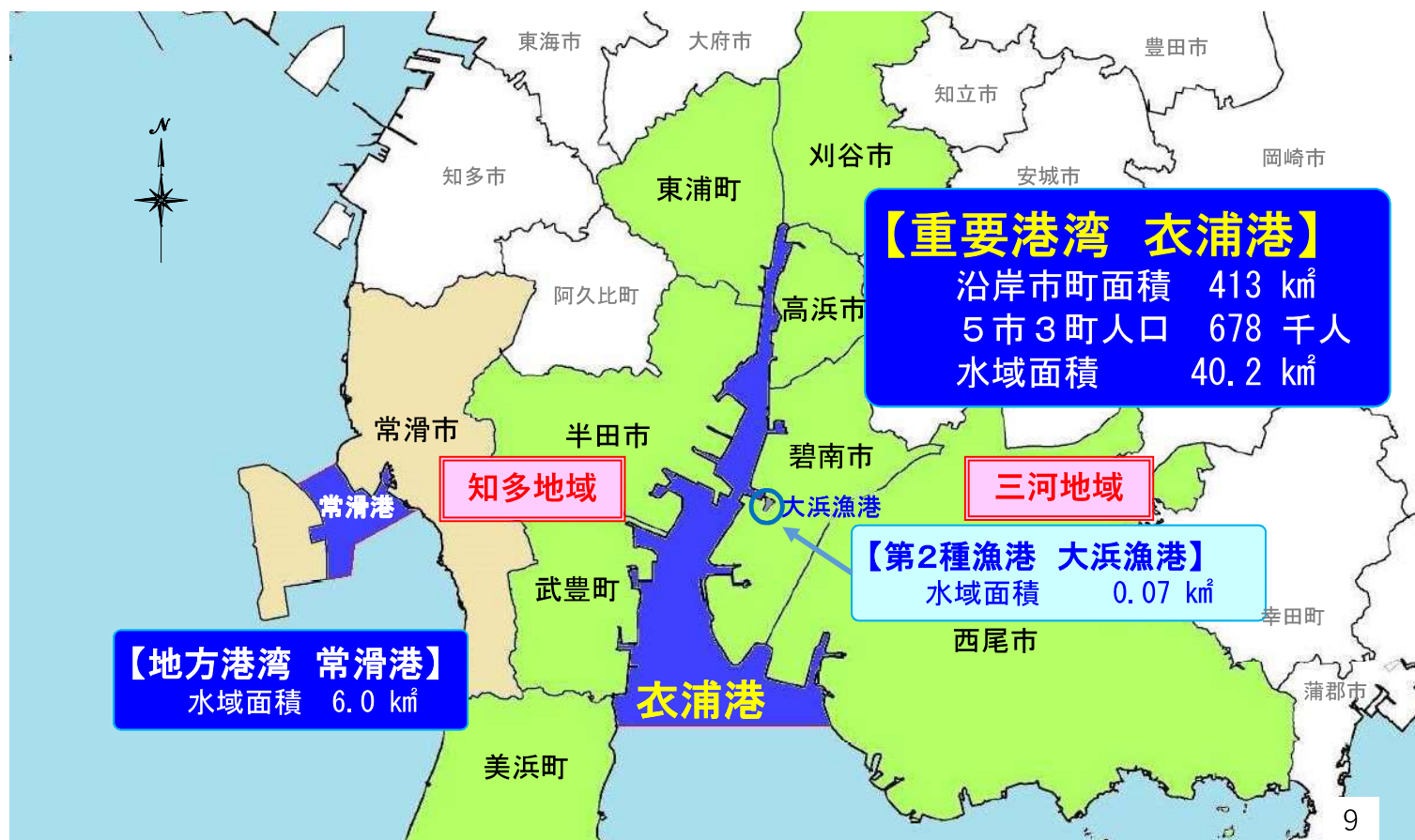
日本一のデータ（2022年）

- ・完成自動車 輸入額 7,506億8323万円
- ・完成自動車 輸入台数 174,521台

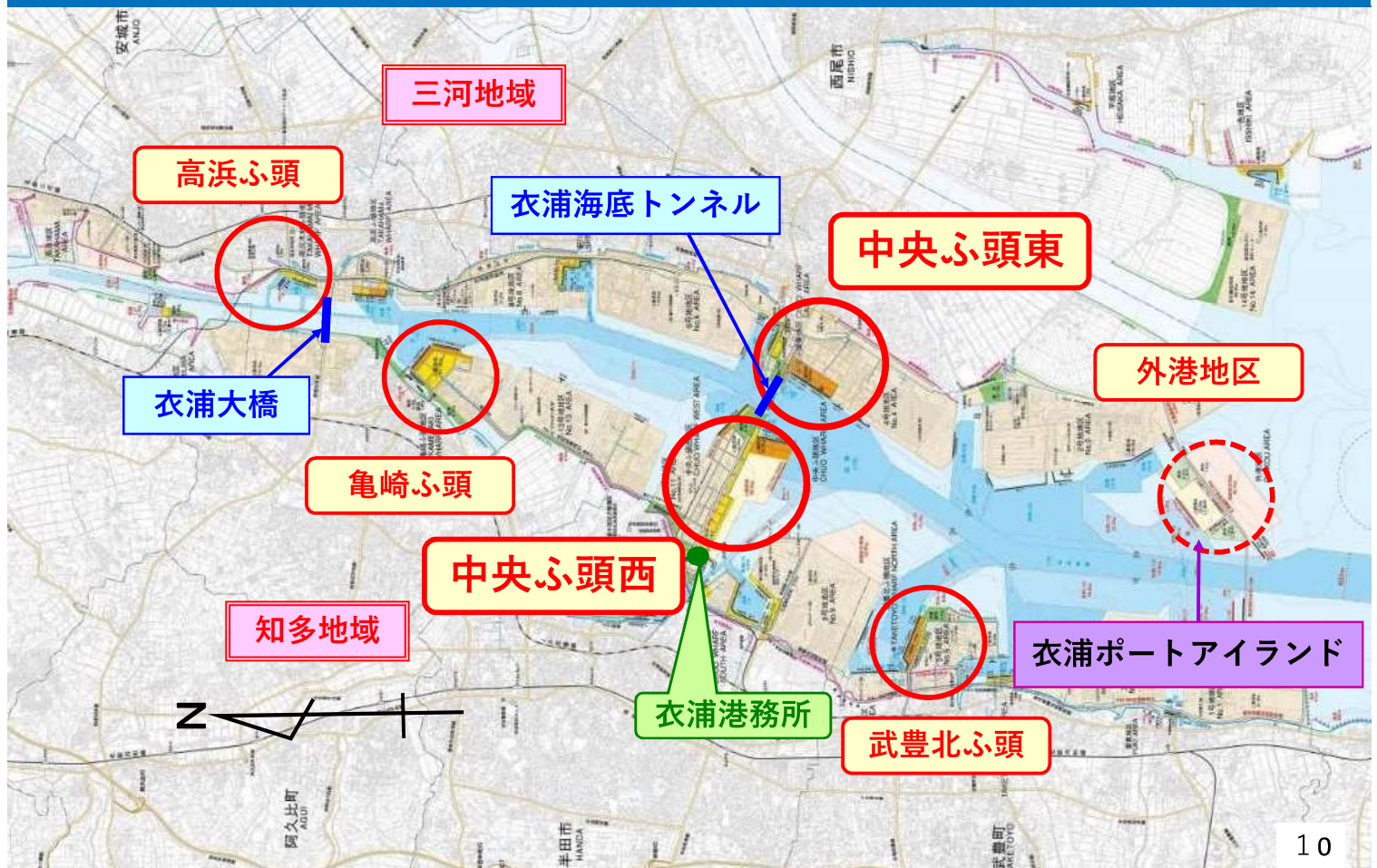
常滑港の紹介



衣浦港務所の管内



衣浦港の公共ふ頭



10

衣浦港の横顔



亀崎 潮干祭 (半田市)



三州瓦 (高浜市)



蔵のまち (半田運河)



大浜てらまち (碧南市)

11

衣浦港の横顔



臨海部工業地帯



衣浦大橋（半田～高浜）



衣浦海底トンネル



碧南火力発電所

1 2

衣浦港の横顔



亀崎ふ頭



中央ふ頭西

中央ふ頭東

衣浦海底トンネル



武豊北ふ頭



衣浦ポートアイランド

1 3

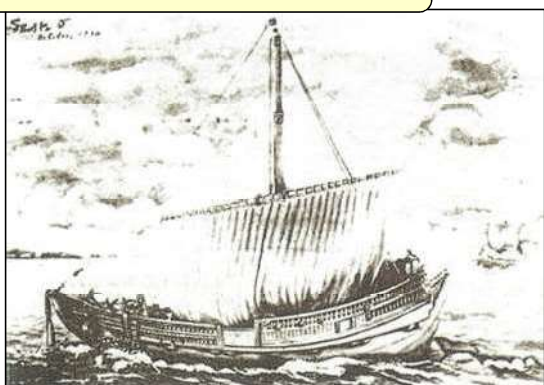
目次

1. 衣浦港について
2. 衣浦港の歴史について
3. 衣浦港の現状について
4. 衣浦港の主な事業について
5. 衣浦港の今後の展開について

14

衣浦港の歴史

江戸時代に活躍した千石船



尾張手船の船旗

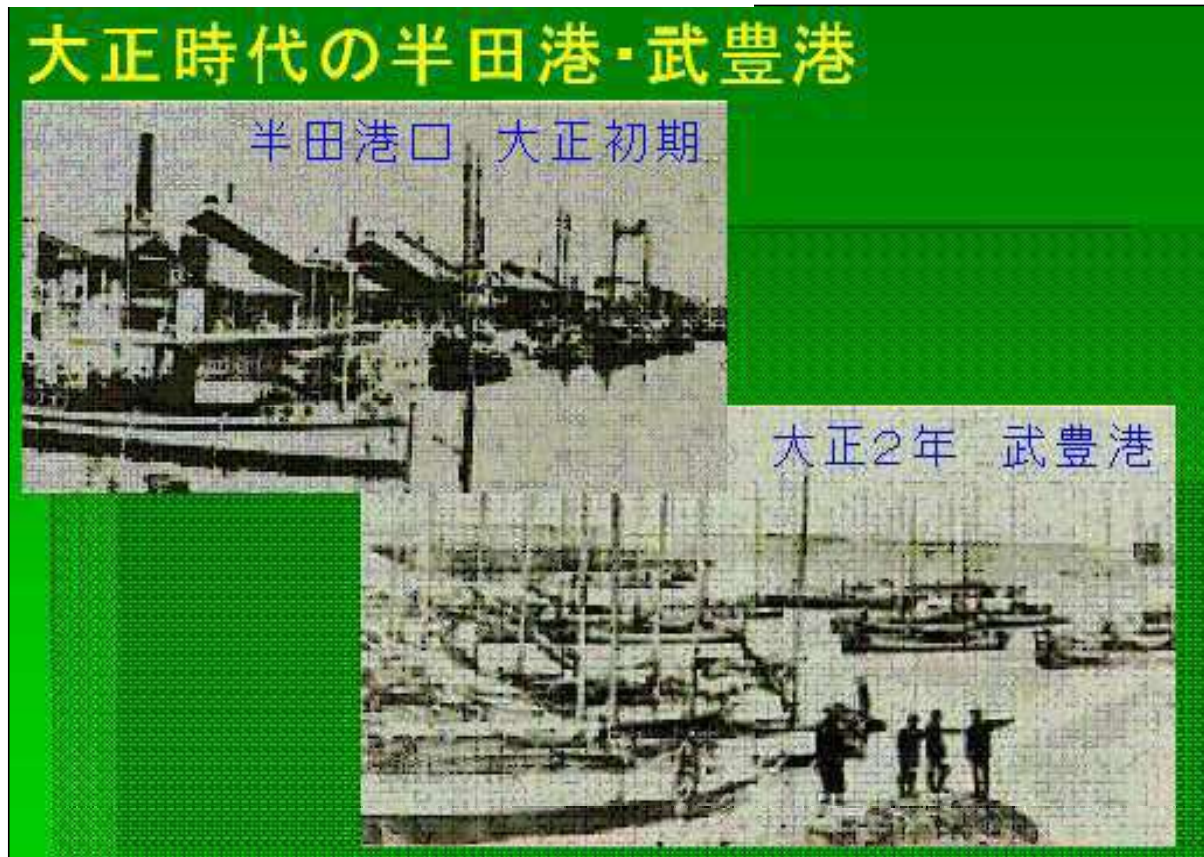


半田運河の様子（江戸時代）

15

衣浦港の歴史

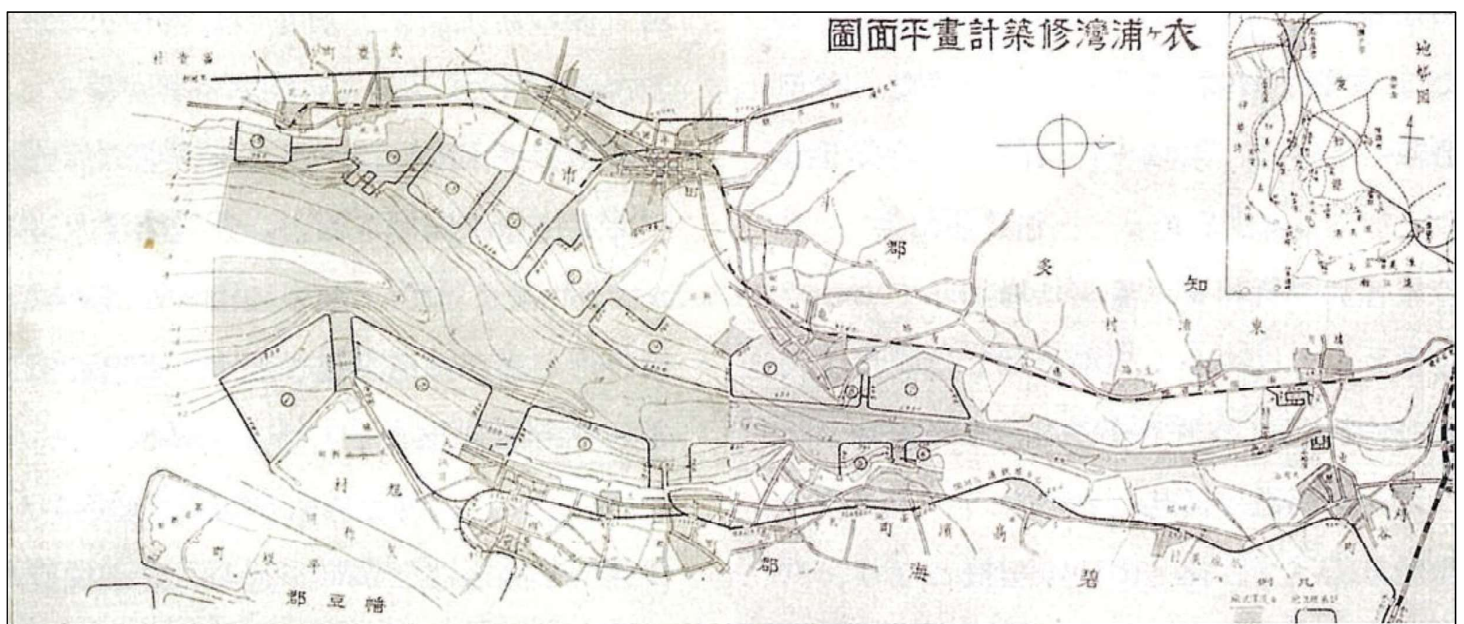
武豊港 開港場指定（明治32年7月）



16

衣浦港の歴史

衣ヶ浦湾修築計画図(昭和15年頃)



17

衣浦港の歴史

衣浦大橋 開通(昭和31年2月)

半田側より高浜側を望む



トラス橋

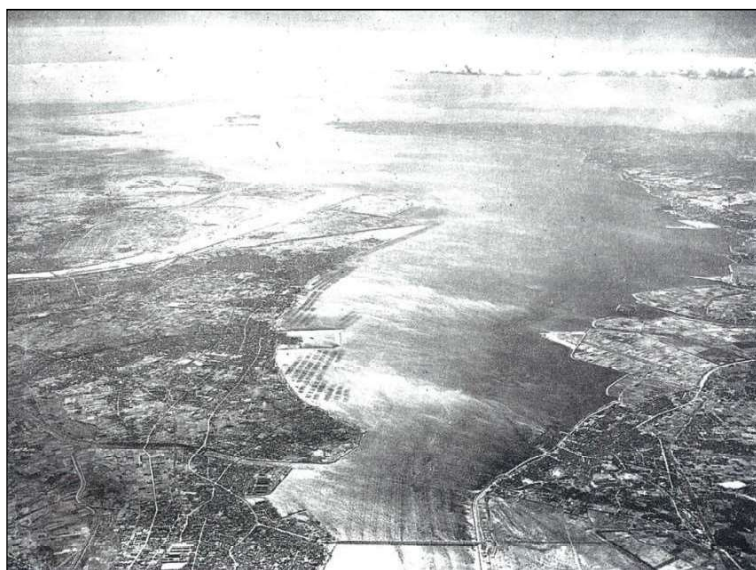


衣浦大橋開通記念花火大会

18

衣浦港の歴史

衣浦港 重要港湾指定 (昭和32年5月)



衣浦港全景(発足当時)

※ 衣浦大橋上流より南側を見た風景



丸栄百貨店「産業投資展」への出品作品
臨海工業地帯完成図(昭和35年)

19

衣浦港の歴史

伊勢湾台風 高潮被害 (昭和34年)

半田市康衛新田



半田市 亀崎社前



高潮防波堤 整備



20

衣浦港の歴史

【昭和36年4月策定】 第1期港湾事業 (昭和36~44年)

中央ふ頭 公共ふ頭整備



中央ふ頭工事の全景
(昭和40年)



衣浦港全景
(昭和41年)

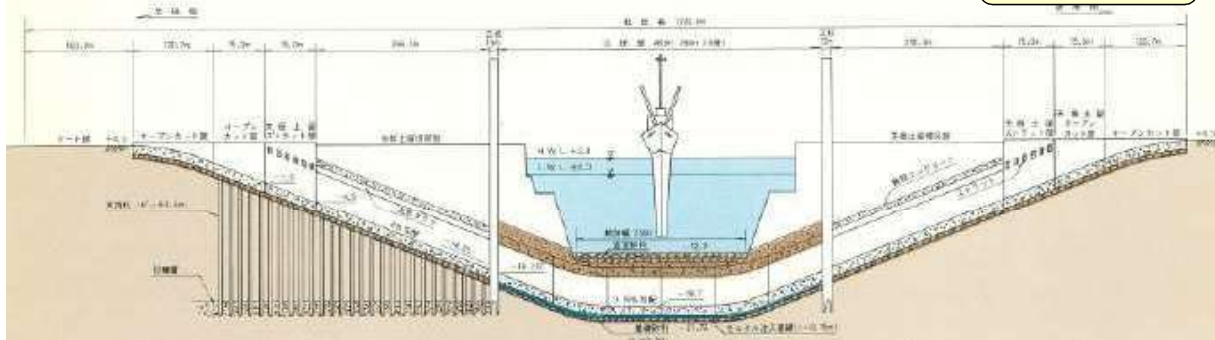
21

衣浦港の歴史

【昭和45年5月改訂】 第2期港湾事業（昭和45～55年）

衣浦海底トンネル開通（昭和48年）

縦断面図



衣浦トンネル全景（昭和48年）



衣浦トンネル沈埋函の進水
（昭和46年）

22

衣浦港の歴史

【昭和56年11月改訂】 第3期港湾事業（昭和56～平成2年）

亀崎ふ頭 公共ふ頭整備

武豊北ふ頭 公共ふ頭整備



亀崎ふ頭

亀崎ふ頭 一部完成
（昭和60年）



武豊北ふ頭

武豊北浜ふ頭 着工
時（昭和59年）

23

衣浦港の歴史

【平成3年8月改訂】 第4期港湾事業（平成3～12年）

衣浦ポートアイランド



廃棄物護岸着工時（平成6年）

亀崎海浜緑地



亀崎潮干祭

24

衣浦港の歴史

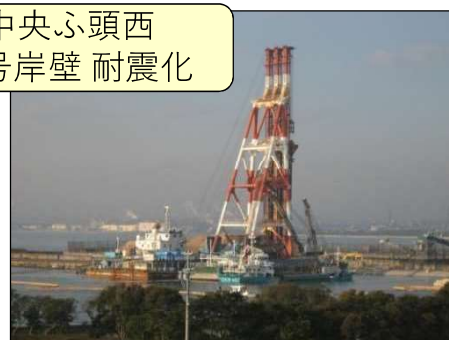
【平成13年7月改訂】 第5期港湾事業（平成13～25年）

臨港道路 武豊線 4車線化（平成23年開通）

衣浦トンネル4車線化（平成15年開通）



中央ふ頭西
3号岸壁 耐震化



25

目次

1. 衣浦港について
2. 衣浦港の歴史について
3. 衣浦港の現状について
4. 衣浦港の主な事業について
5. 衣浦港の今後の展開について

2 6

衣浦港の港勢（令和4年）

速報値

取扱貨物量
約1,974万トン
対前年比 1.08



入港船舶数
5,287隻
対前年比0.94

2 7

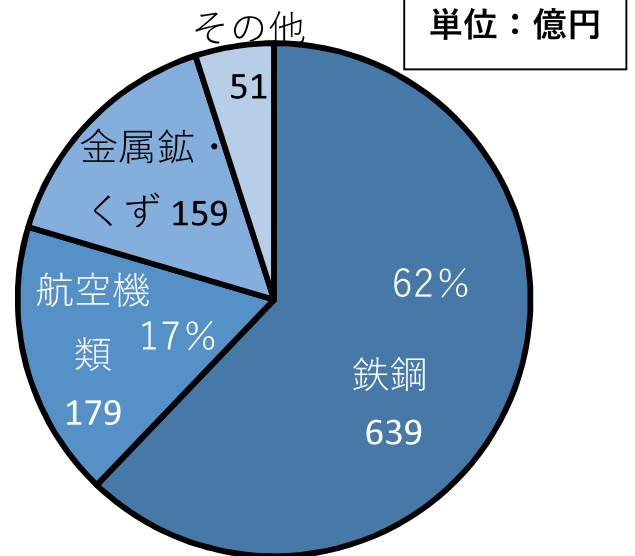
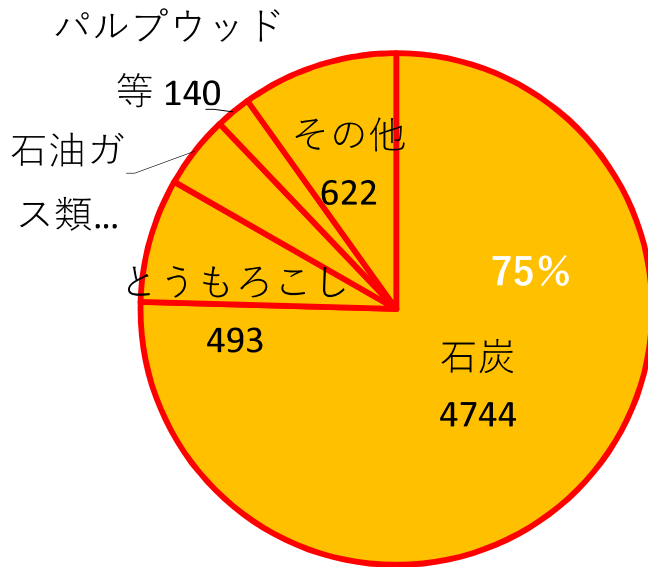
衣浦港の貿易額（令和4年）

総額 7,316億円（対前年比 2.25）

速報値

輸入（6,289億円）

輸出（1,028億円）



資料：名古屋税関

28

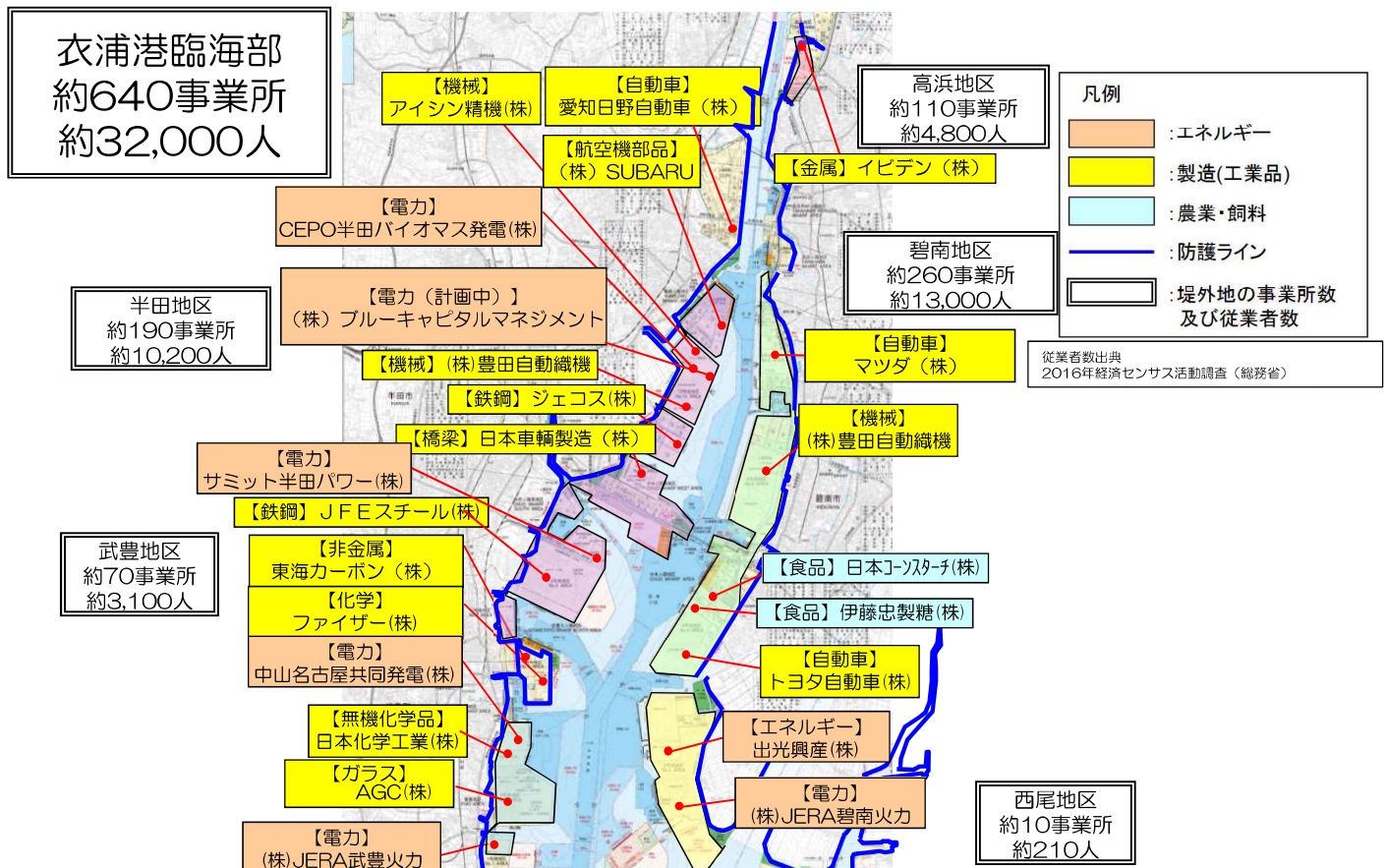
衣浦港の特徴

- 主な輸入品目・・・原材料
（石炭、とうもろこし、木材チップなど）
- 主な輸出品目
（鉄鋼、航空機類、金属くずなど）
- 臨海部に約640社の事業所が立地
（約32,000人が従事）
- エネルギー基地
（碧南・武豊火力発電所、
バイオマス発電所）



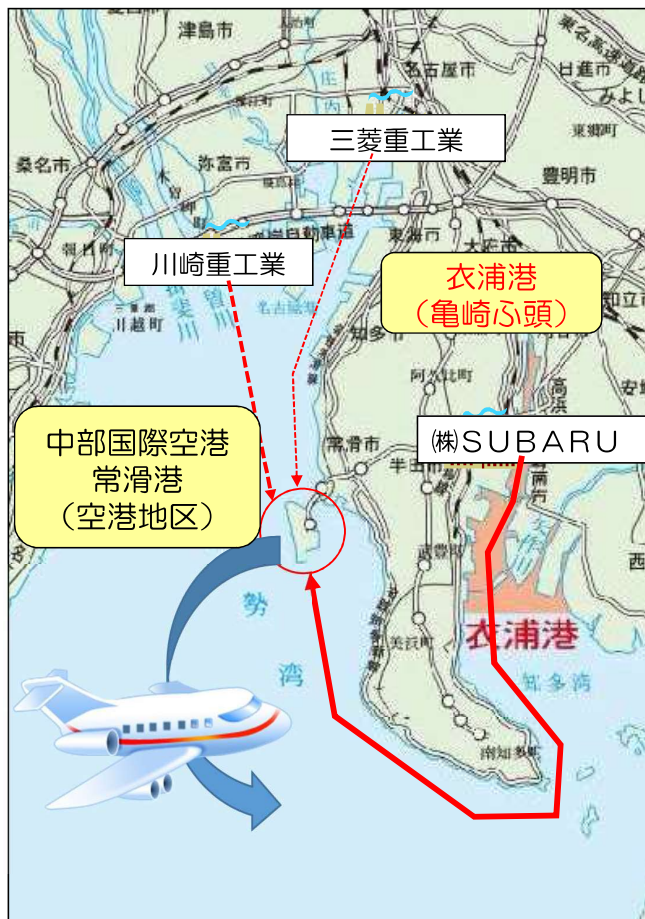
29

衣浦港の主な立地企業



●衣浦港の臨海部には、製造業を中心に約640の事業所が立地している(西側260、東側380)。30

Sea & Air (シー & エア)



ボーイング787部品輸送
(衣浦港[亀崎ふ頭])
→常滑港→セントレア→アメリカ)



衣浦港BCP

港湾BCPの概念

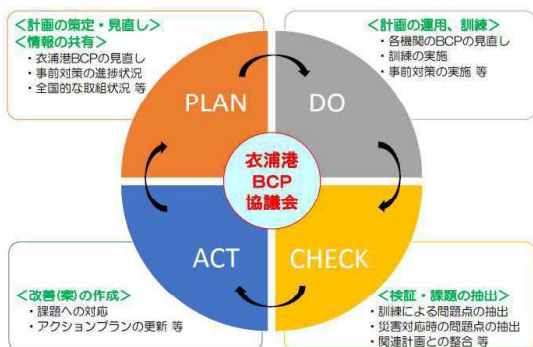
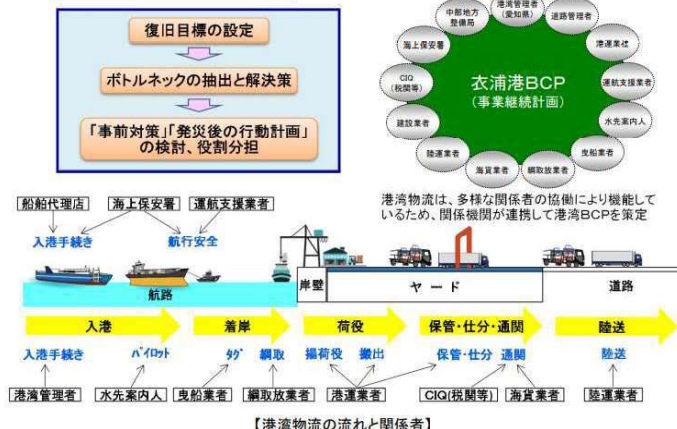
大規模災害発生直後でも一定の港湾機能を維持するとともに、港湾全体の物流機能の早期回復を図る。



衣浦港BCP 基本方針

- 災害(地震・津波、高潮)に強い港湾を構築する。
- 関係機関のBCPに反映できるものを目指す。
- 堤外地からの確実な避難を図るための避難対策を検討する。

衣浦港BCPの策定



Business Continuity Plan

【事業継続計画】

港湾BCPとは、大地震等の自然災害が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、自然災害等の発生後に行う具体的な対応(対応計画)と、平時に行うマネジメント活動(マネジメント計画)等を示した文書のこと。

東日本大震災の教訓を踏まえ、東海・東南海・南海地震等の地震・津波対策の推進として、災害発生時における背後圏への緊急物資輸送に必要な耐震強化岸壁の整備水準を確保するとともに、継続的な経済活動を可能とする港湾機能を確保する。

3 2

大規模災害と衣浦港の役割

耐震強化岸壁

中央ふ頭西 (整備済)
岸壁(耐震) (-10m) 1バース
185m

中央ふ頭東 (整備済)
岸壁(耐震) (-12m) 1バース
240m

武豊北ふ頭 (整備済)
岸壁(耐震) (-10m) 1バース
185m

凡例

■■■■ 整備済み

3 3

目次

1. 衣浦港について
2. 衣浦港の歴史について
3. 衣浦港の現状について
4. 衣浦港の主な事業について
5. 衣浦港の今後の展開について

3 4

衣浦港の地区



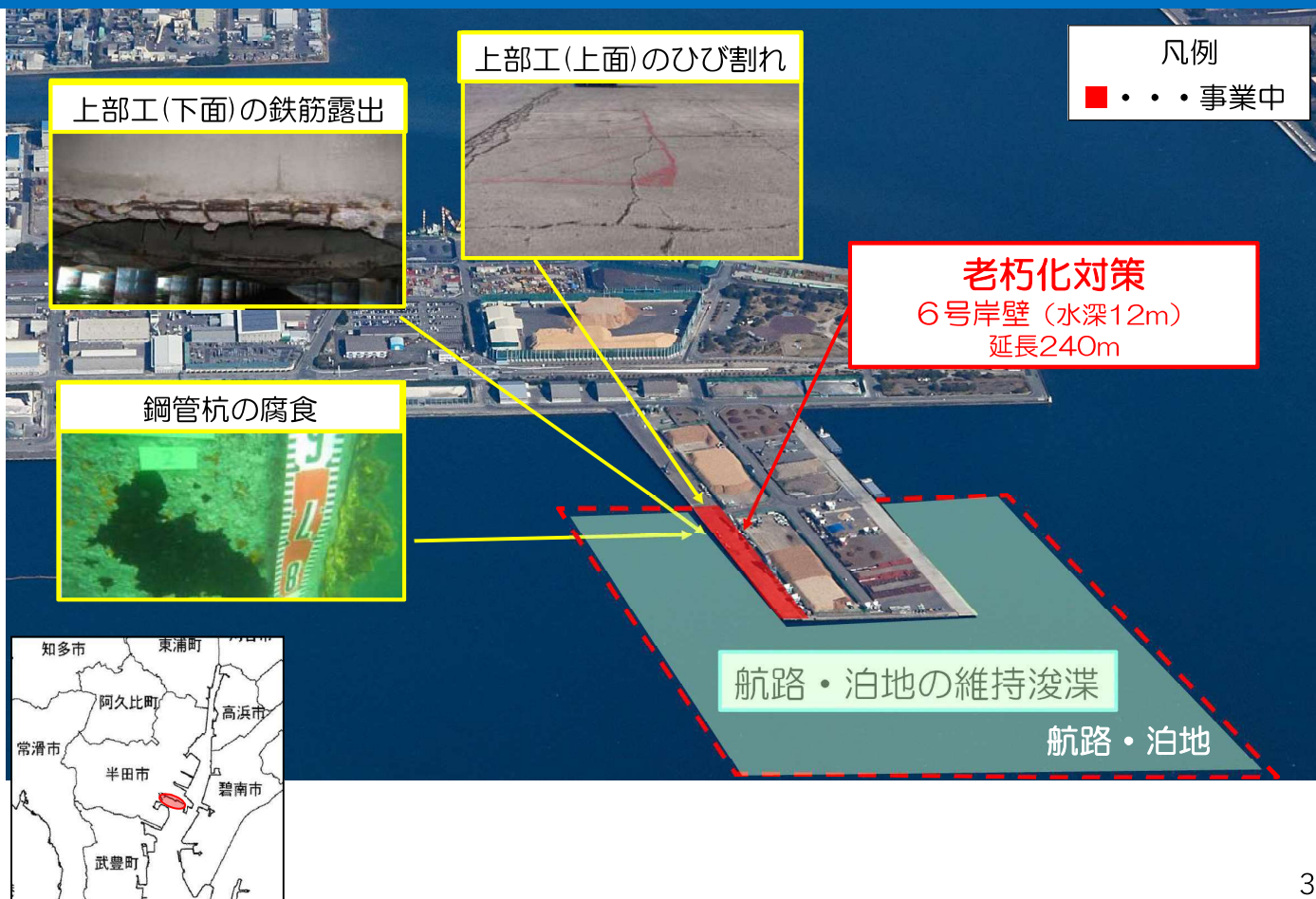
3 5

ふ頭用地造成事業

増大する貨物量に対応するため、新たなふ頭用地を造成する。



36



37

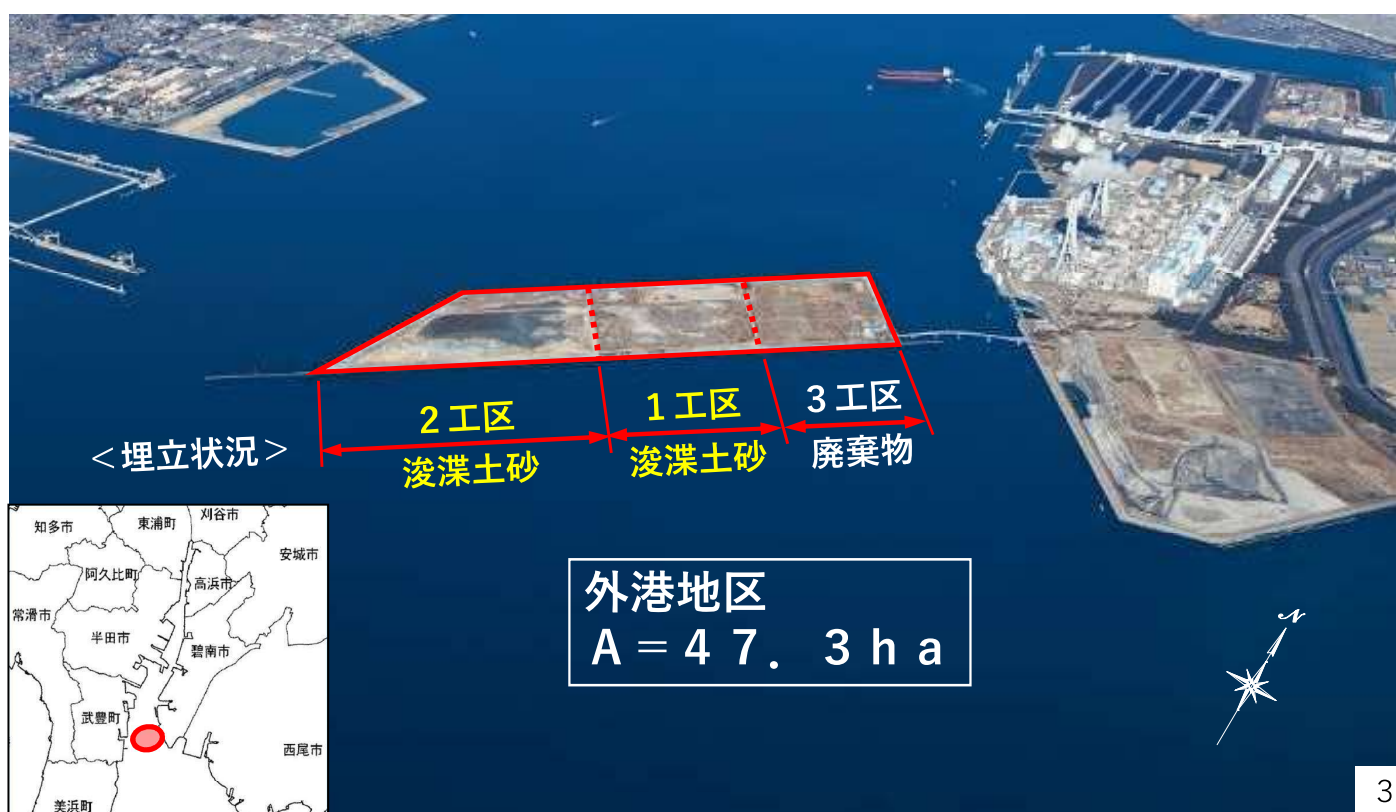
臨港道路武豊線・武豊美浜線 4車線化事業 [武豊地区]



38

衣浦港の主な事業 [外港地区]

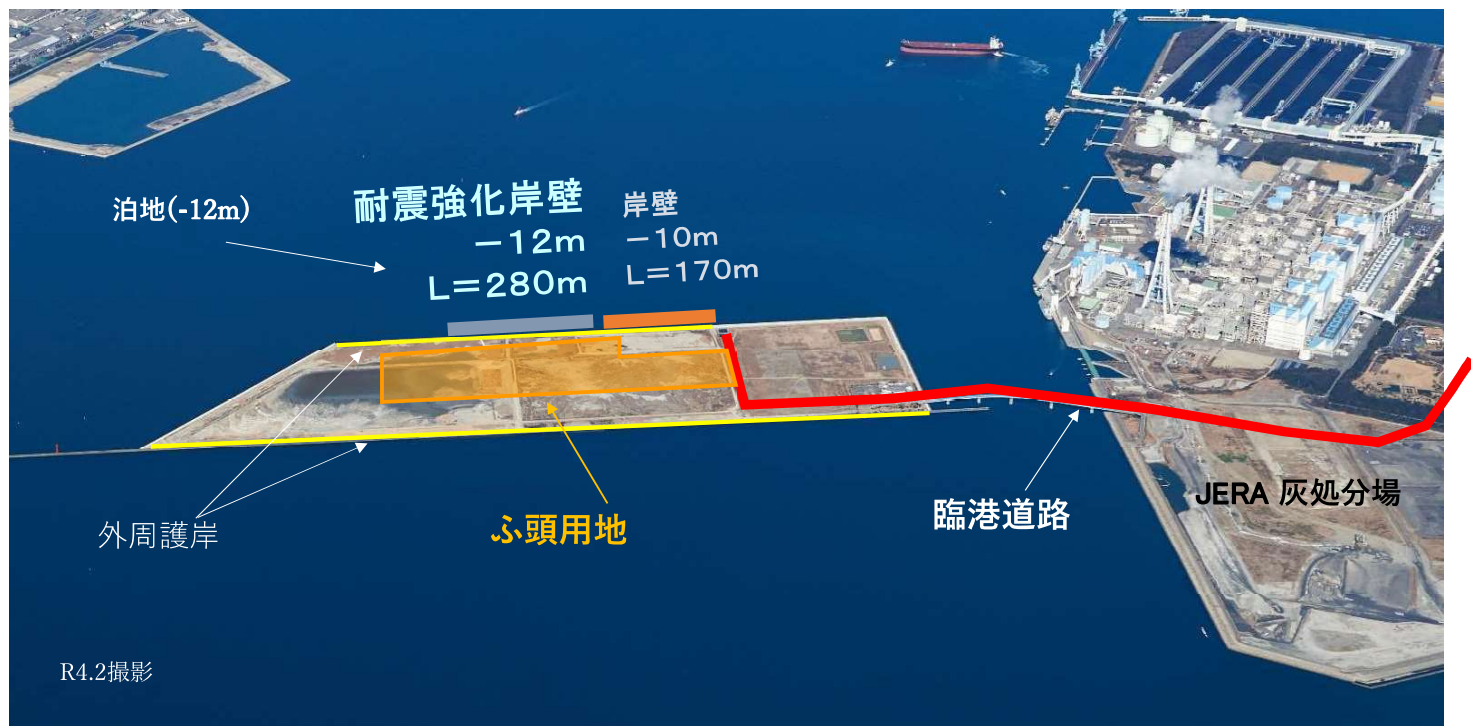
衣浦ポートアイランド整備事業



39

衣浦港の主な事業 [外港地区]

物流ターミナル整備事業（衣浦ポートアイランド）



4 0

衣浦港の主な事業 [東浦地区・高浜地区]

港湾環境整備事業

交流・憩いの場となる緑地を整備する。

東浦緑地



高浜緑地



4 1

半田地区（赤域図）

護岸耐震補強工事（標準断面図）

（半田地区）

施設天端高：T.P.+4.05

R6d以降実施箇所（撤去）

道路

護岸部 工種

- ①既設護岸撤去
- ②液状化対策（杭基礎（鋼矢板打設））
- ③護岸（胸壁）新設・嵩上げ

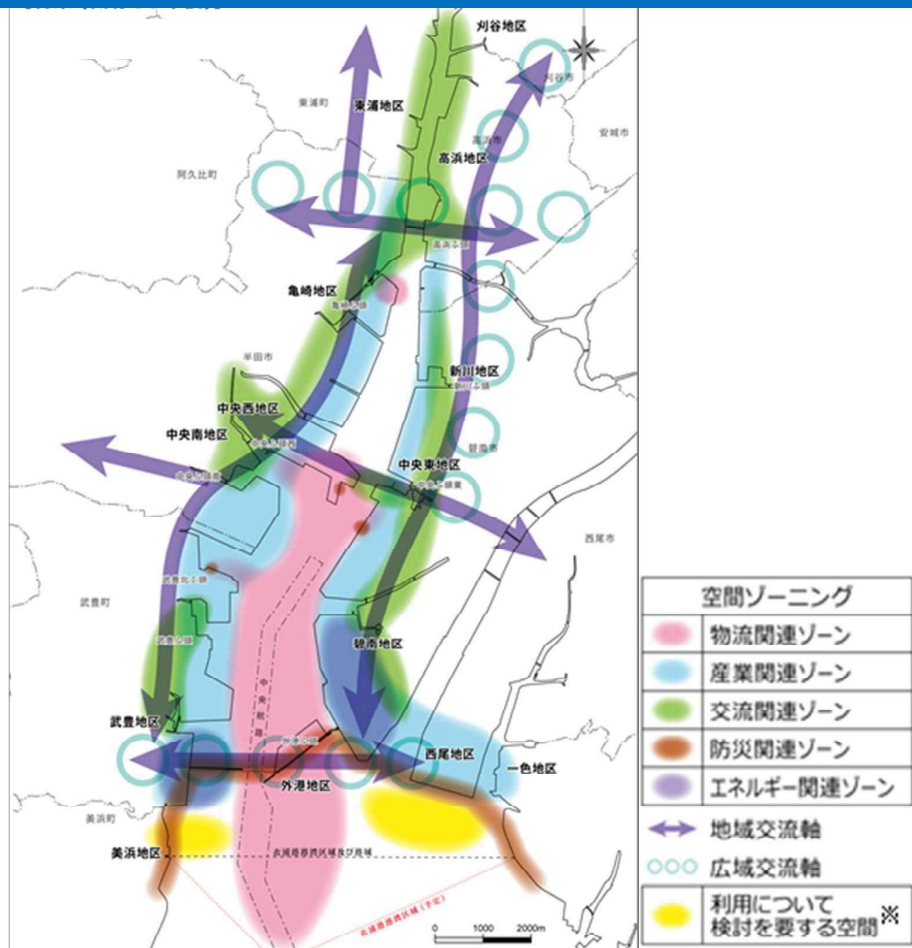


護岸（胸壁）新設（半田地区）

42

4 2

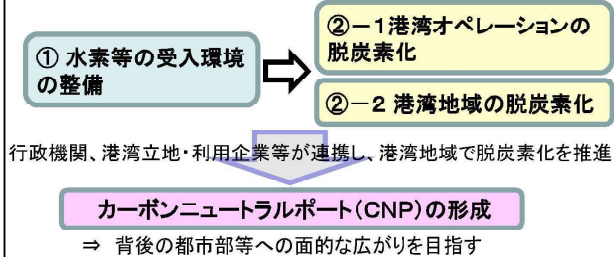
4 3



4 4

港湾脱炭素化（カーボンニュートラルポート形成）に向けた取組

CNPの目指す姿



①水素等の受入環境の整備

海上輸送(液化水素運搬船)



受入基地の整備
(陸上タンク、ローディングアーム等)



②-1 港湾オペレーションの脱炭素化

船舶への陸上電力供給



(出典)TERASAKI陸上電力供給システムカタログ

トップハンダー等の荷役機器及びドレイジトラックのFC化



門型クレーン(RTG)のFC化



②-2 港湾地域の脱炭素化

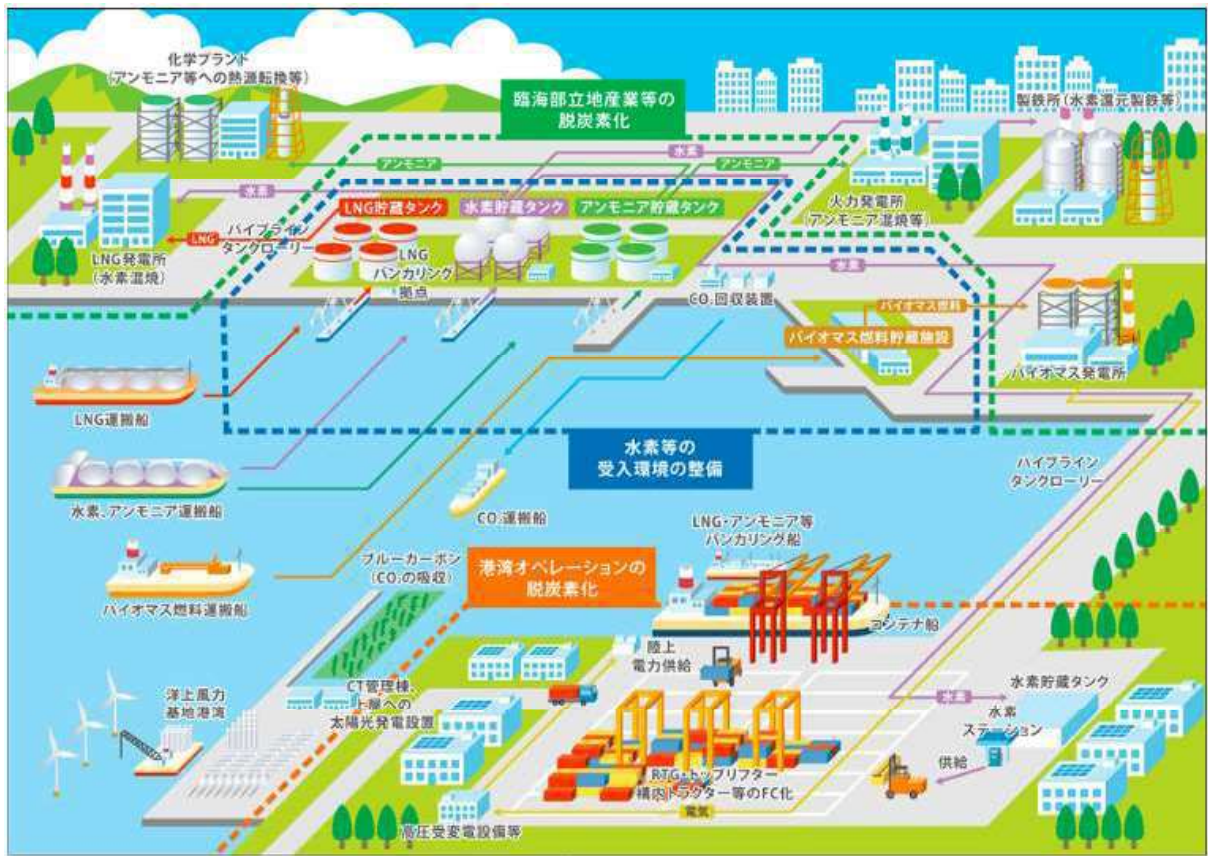
石炭火力発電所におけるアンモニア混焼

- ・アンモニアは燃焼時にCO2を排出しない
- ・国内の主要な石炭火力発電所でアンモニアの20%混焼を行った場合、約4,000万トンのCO2を削減できるといわれている
- ・現在、碧南火力発電所においてアンモニア混焼に関する実証実験を実施中(2021年度～2024年度予定)



4 5

港湾脱炭素化（カーボンニュートラルポート形成）に向けた取組

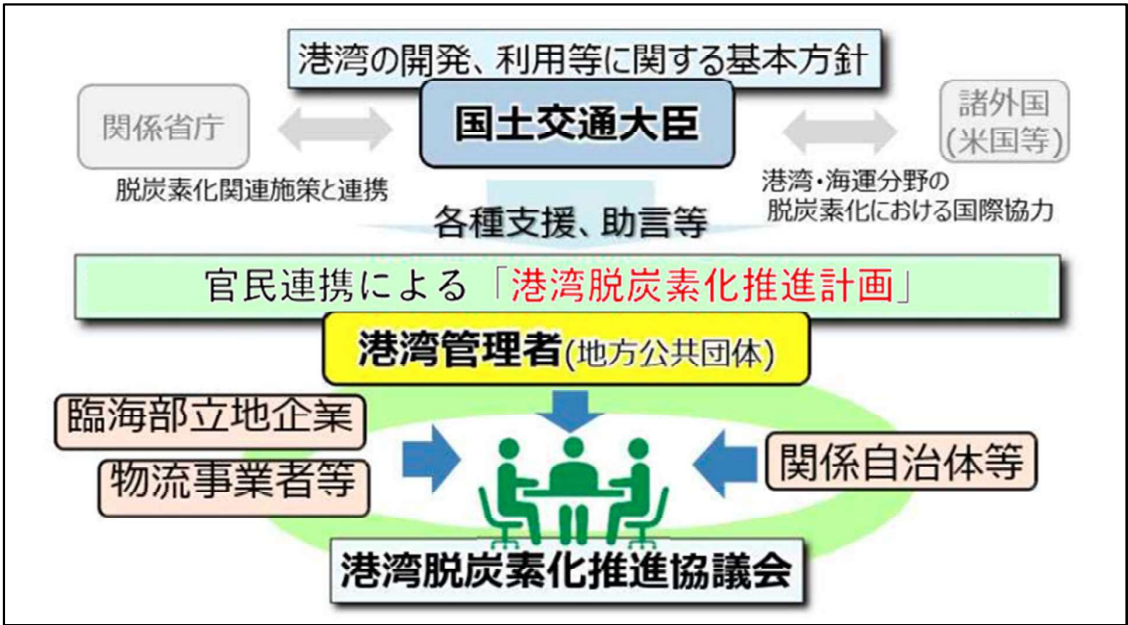


カーボンニュートラルポート（CNP）の形成のイメージ

港湾脱炭素化（カーボンニュートラルポート形成）に向けた取組

「衣浦港港湾脱炭素化推進計画」の策定

令和5年度内の策定を目指す。



碧南火力発電所におけるアンモニア混焼実証

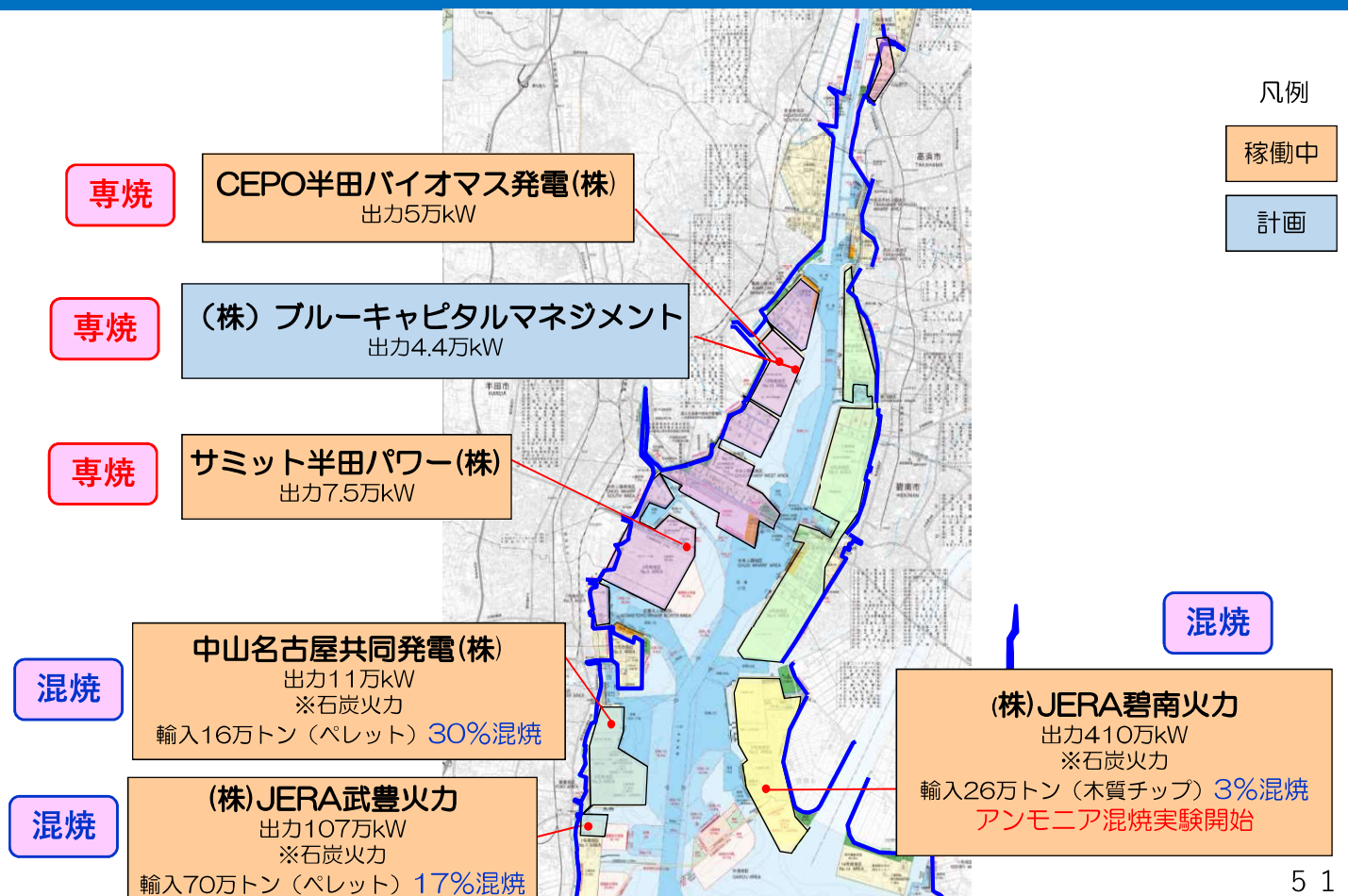
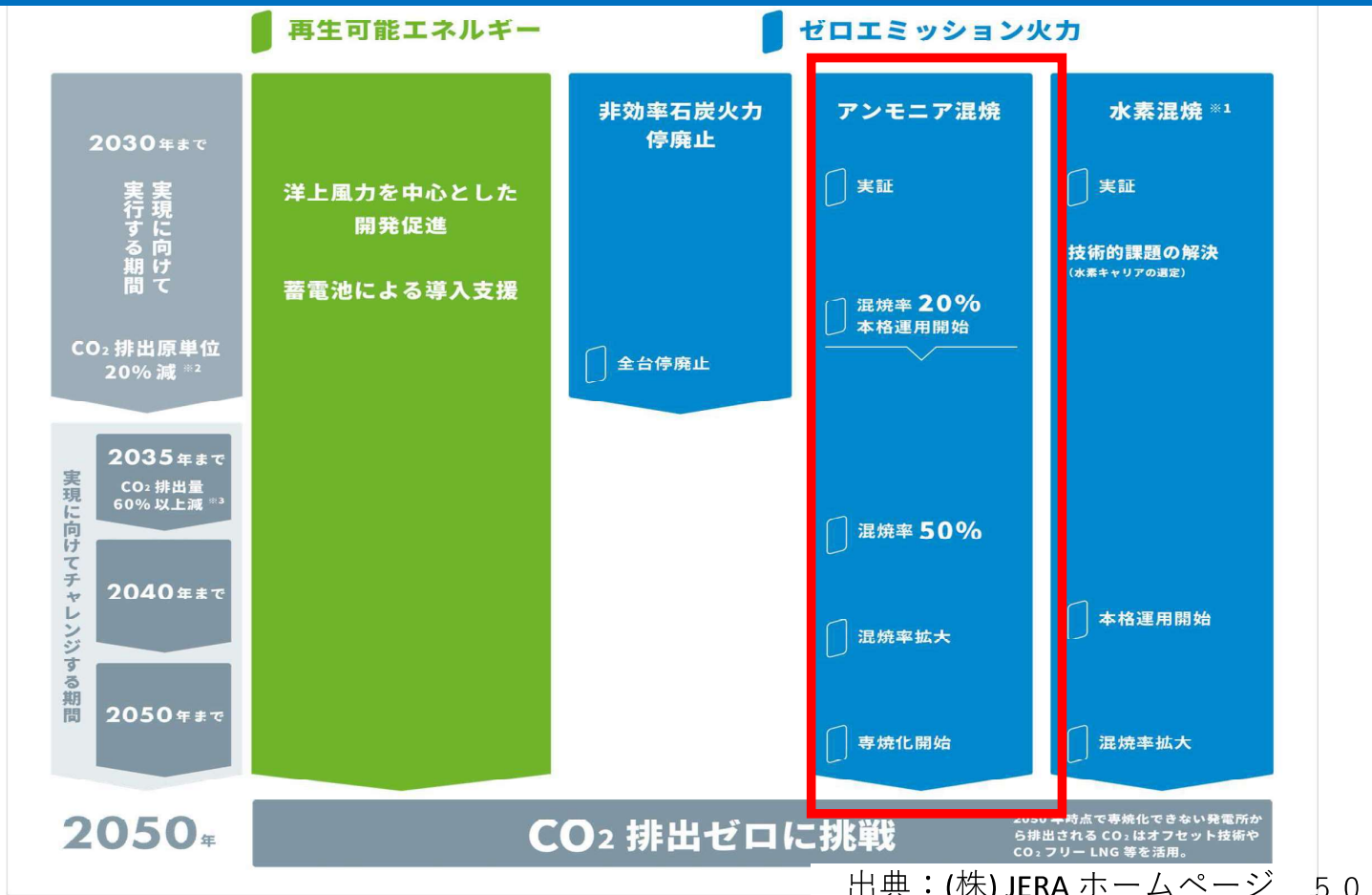


出典：(株) JERA ホームページ

碧南火力発電所におけるアンモニア混焼実証



出典：(株) JERA ホームページ



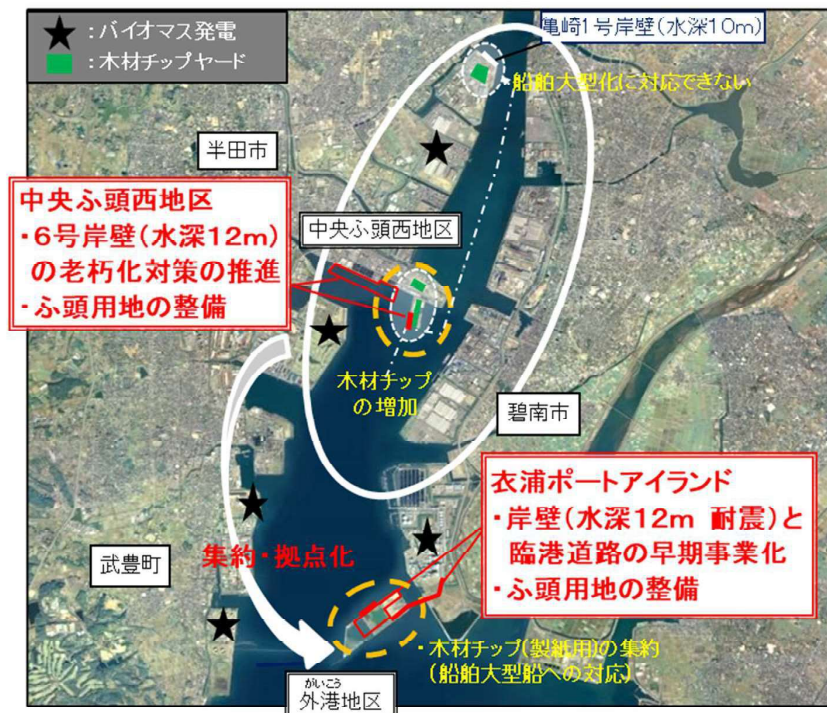
衣浦港の今後の展開について

衣浦港

背後産業の物流・生産活動を支える工業港を目指して
～衣浦港エリアはバイオマス発電容量 第1位～

■バルク貨物の集約

(出所) 資源エネルギー庁



全国 順位	市町村	導入容量 (kW)
1	茨城県神栖市	17万0448
2	福岡県京都郡田町	14万9900
5	愛知県半田市	12万4250
13	愛知県碧南市	7万7408
21	愛知県知多郡武豊町	6万2689
33	愛知県名古屋	4万5888
42	愛知県豊橋市	2万9155

- ・バイオマス発電所の立地により木材チップの輸入量が増加
- ・亀崎1号岸壁は水深が10mであり、船舶の大型化に対応できない

↓ 集約・拠点化

大型船による一括大量輸送など、物流の効率化や脱炭素化に貢献

5 2

ご清聴ありがとうございました。